平成25年２月28日

各 位

会 社 名 株式会社東理ホールディングス
（コード番号 5856 東証第2部）
代表者名 代表取締役社長　　福村 康廣
問合せ先 常務取締役　　忍田 登南
（TEL．03－5524－7851）

株式会社東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出について

当社は、平成 24 年８月 14 日提出の「改善報告書」に関し、有価証券上場規程第 503 条第１項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を、本日、添付のとおり株式会社東京証券取引所に提出いたしましたのでご報告いたします。

別添書類：改善状況報告書

以上

改 善 状 況 報 告 書

平成25年2月28日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長　岩熊　博之　様

株式会社東理ホールディングス

代表取締役社長　福村　康廣

平成24年8月14日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第503条第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

目　次

1．改善報告書の提出経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（1）過年度決算訂正の内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
a. 社内調査委員会の調査報告書を踏まえた訂正について・・・・・・・・・・・・ 6
(a) 今井氏及び國分氏への貸付に係る貸倒引当金計上時期の訂正・・・・・・・・・ 6
(b) エデュケーションコンサルタント経由での今井氏への貸株に係る
関連当事者との取引の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(c) 今井氏への貸付金に係る関連当事者との取引の訂正・・・・・・・・・・・・・ 6
b. その他の訂正について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(a) 子会社の一部売上の二重計上分の取消及びその修正の取消の訂正・・・・・・・ 6
(b) 個別貸借対照表科目の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(c) 表示方法の変更の注記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(d) 関連当事者取引の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
c. 有価証券報告書の訂正について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(a) 担保に供している資産の注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(b) 担保付債務の注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
(c) 当座貸越契約の注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(d) 関係会社に係る注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
(e) 子会社取引への保証の注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
（2）過年度決算短信等を訂正するに至った経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・ 11
a. 社内調査委員会の調査報告書を踏まえた訂正について・・・・・・・・・・・・ 11
(a) 今井氏及び國分氏への貸付に係る貸倒引当金計上時期の訂正・・・・・・・・・ 11
(b) エデュケーションコンサルタント経由での今井氏への貸株に係る
関連当事者との取引の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
(c) 今井氏への貸付金に係る関連当事者との取引の訂正・・・・・・・・・・・・・ 16

b. その他の訂正について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
(a) 子会社の一部売上の二重計上分の取消及びその修正の取消の訂正・・・・・・・16
(b) 個別貸借対照表科目の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
(c) 表示方法の変更の注記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
(d) 関連当事者取引の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
c. 有価証券報告書の訂正について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(a) 担保に供している資産の注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(b) 担保付債務の注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(c) 当座貸越契約の注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(d) 関係会社に係る注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
(e) 子会社取引への保証の注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

２．改善措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
（１）不適切な情報開示等を行なった直接的原因（問題点） ・・・・・・・・・・・20
a. 社内調査委員会の調査報告書を踏まえた訂正について・・・・・・・・・・・・20
(a) 今井氏及び國分氏への貸付に係る貸倒引当金計上時期の訂正・・・・・・・・20
(b) エデュケーションコンサルタント経由での今井氏への貸株に係る
関連当事者との取引の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
(c) 今井氏への貸付金に係る関連当事者との取引の訂正・・・・・・・・・・・・20
b. その他の訂正について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
(a) 子会社の一部売上の二重計上分の取消及びその修正の取消の訂正・・・・・・・20
(b) 個別貸借対照表科目の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
(c) 表示方法の変更の注記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
(d) 関連当事者取引の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
c. 有価証券報告書の訂正について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
(a) 担保に供している資産の注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
(b) 担保付債務の注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
(c) 当座貸越契約の注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
(d) 関係会社に係る注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
(e) 子会社取引への保証の注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
（２）再発防止に向けた今後の改善措置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
a. 社内調査委員会の調査報告書を踏まえた訂正について・・・・・・・・・・・・23
(a) 今井氏及び國分氏への貸付に係る貸倒引当金計上時期の訂正・・・・・・・・23
(b) エデュケーションコンサルタント経由での今井氏への貸株に係る
関連当事者との取引の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
(c) 今井氏への貸付金に係る関連当事者との取引の訂正・・・・・・・・・・・・24

b. その他の訂正について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
(a) 子会社の一部売上の二重計上分の取消及びその修正の取消の訂正・・・・・・・・24
(b) 個別貸借対照表科目の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
(c) 表示方法の変更の注記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
(d) 関連当事者取引の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
c. 有価証券報告書の訂正について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
(a) 担保に供している資産の注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
(b) 担保付債務の注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
(c) 当座貸越契約の注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
(d) 関係会社に係る注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
(e) 子会社取引への保証の注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
（3） 再発防止に向けた改善報告書提出（平成24年８月14日）までの改善措置等・・・27
a. 取引・契約に関わる意思決定プロセスの健全化 ・・・・・・・・・・・・・・・・27
(a) 取引・契約に関わるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
(b) 監視機能に関わるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
b. 適時開示体制の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
(a) 適時開示の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
(b) 重要事実に関する情報が発生した場合の取扱について・・・・・・・・・・・・36
(c) 監査役によるモニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
(d) 内部監査室によるモニタリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
(e) 関連当事者取引把握体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
c. 役員のガバナンス改善 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
(a) 役員の意識及び知識の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
(b) 取締役会及び監査役会の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
（4） 改善措置の実施スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46

３．その後の訂正１・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
（1） 過年度決算訂正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
d. 有価証券報告書の訂正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
(a) 連結財務諸表の注記ののれん及び負ののれん表示の金額の訂正・・・・・・・・47
(b) 連結財務諸表の注記の貸付有価証券の金額の訂正・・・・・・・・・・・・・・47
(c) 財務諸表の注記の手形割引債務保証の金額の訂正・・・・・・・・・・・・・・47
(d) 関連当事者取引の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
（2） 過年度有価証券報告書を訂正するに至った経緯・・・・・・・・・・・・・・・47
d. 有価証券報告書の訂正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

(a) 連結財務諸表の注記ののれん及び負ののれん表示の金額の訂正・・・・・・・・47
(b) 連結財務諸表の注記の貸付有価証券の金額の訂正・・・・・・・・・・・・・・48
(c) 財務諸表の注記の手形割引債務保証の金額の訂正・・・・・・・・・・・・・・48
(d) 関連当事者取引の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
（3）不適切な情報開示等を行った直接的原因（問題点）・・・・・・・・・・・・・48
d. 有価証券報告書の訂正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
(a) 連結財務諸表の注記ののれん及び負ののれん表示の金額の訂正・・・・・・・・48
(b) 連結財務諸表の注記の貸付有価証券の金額の訂正・・・・・・・・・・・・・・48
(c) 財務諸表の注記の手形割引債務保証の金額の訂正・・・・・・・・・・・・・・48
(d) 関連当事者取引の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
（4）再発防止に向けた今後の改善措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
d. 有価証券報告書の訂正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
（個別原因に対する再発防止策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
(a) 連結財務諸表の注記ののれん及び負ののれん表示の金額の訂正・・・・・・・・49
(b) 連結財務諸表の注記の貸付有価証券の金額の訂正・・・・・・・・・・・・・・49
(c) 財務諸表の注記の手形割引債務保証の金額の訂正・・・・・・・・・・・・・・49
(d) 関連当事者取引の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
（共通原因に対する再発防止策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
（5）改善措置の実施スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

4．その後の訂正2・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
（1）過年度決算訂正の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
e. 決算短信の訂正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
(a) 連結及び個別貸借対照表の長期未収入金、破産更生債権及び貸倒引当金の訂正・50
f. 有価証券報告書等の訂正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
(a) 連結及び個別貸借対照表の長期未収入金、破産更生債権及び貸倒引当金の訂正・50
（2）過年度の決算短信及び有価証券報告書等を訂正するに至った経緯・・・・・・・50
e. 決算短信の訂正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
(a) 連結及び個別貸借対照表の長期未収入金、破産更生債権及び貸倒引当金の訂正・50
f. 有価証券報告書等の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
(a) 連結及び個別貸借対照表の長期未収入金、破産更生債権及び貸倒引当金の訂正・51
（3）不適切な情報開示等を行った直接的原因（問題点）・・・・・・・・・・・・・51
e. 決算短信の訂正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
(a) 連結及び個別貸借対照表の長期未収入金、破産更生債権及び貸倒引当金の訂正・51
f. 有価証券報告書等の訂正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51

(a) 連結及び個別貸借対照表の長期未収入金、破産更生債権及び貸倒引当金の訂正・51
（4）再発防止に向けた今後の改善措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
e. 決算短信の訂正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
(a) 連結及び個別貸借対照表の長期未収入金、破産更生債権及び貸倒引当金の訂正・51
f. 有価証券報告書等の訂正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
(a) 連結及び個別貸借対照表の長期未収入金、破産更生債権及び貸倒引当金の訂正・52
（5）改善措置の実施スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52

5．実施・運用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
（1）改善報告書（平成24年８月14日付）に記載の訂正について・・・・・・・・・・・52
a. 社内調査委員会の調査報告書を踏まえた訂正について・・・・・・・・・・・・・・52
（個別原因に対する再発防止策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
(a) 今井氏及び國分氏への貸付に係る貸倒引当金計上時期の訂正・・・・・・・・・53
(c) 今井氏への貸付金に係る関連当事者との取引の訂正・・・・・・・・・・・・・57
（共通原因に対する再発防止策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
b. その他の訂正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
（個別原因に対する再発防止策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
(b) 個別貸借対照表科目の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59
(d) 関連当事者取引の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
（共通原因に対する再発防止策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
c. 有価証券報告書の訂正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
（個別原因に対する再発防止策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
(d) 関係会社に係る注記の訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
（共通原因に対する再発防止策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・64
a, b, cに共通の原因に対する再発防止策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
（2）その後の訂正１及び２について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
d. 有価証券報告書の訂正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
（共通原因に対する再発防止策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
e. 決算短信の訂正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
（共通原因に対する再発防止策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
f. 有価証券報告書等の訂正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
（共通原因に対する再発防止策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68

1．改善報告書の提出経緯

（1） 過年度決算訂正の内容

a. 社内調査委員会の調査報告書を踏まえた訂正について

(a) 今井氏及び國分氏への貸付に係る貸倒引当金計上時期の訂正

今井氏及び國分氏への貸付に関し、貸倒引当金の計上時期についての訂正をいたしました。両者への貸付ともに、当時の状況にたち返って回収可能見込み額を評価することは困難であり、平成 20 年３月期を起点として、それ以降四半期毎に、平成 22 年３月期までの間、それぞれの期末における貸付残高から、その後の回収実績を回収可能額の見積りとし、それを差し引いたものを貸倒引当金として計上いたしました。

(b)エデュケーションコンサルタント経由での今井氏への貸株に係る関連当事者との取引の訂正

平成 19 年３月期の（株）エデュケーションコンサルタント（以下「EC 社」と言う。）経由での今井氏への貸株２件につきましては、EC 社への貸付としておりましたが、関連当事者取引の注記を訂正いたしました。

(c)今井氏への貸付金に係る関連当事者との取引の訂正

今井氏に対する貸付取引に関連して、平成 21 年３月期訂正決算短信、平成 22 年３月期訂正決算短信、平成 23 年３月期決算短信、平成 24 年３月期決算短信において、これらの貸付金のうち 270 百万円については、当社の関連当事者である EC 社に対する貸付金である旨を開示しておりましたが、同氏より確認書の提出を受け、同氏との取引と認識しましたので、注記の訂正をいたしました。

b.その他の訂正について

(a) 子会社の一部売上の二重計上分の取消及びその修正の取消の訂正

平成 22 年３月期第２四半期に当社子会社の（株）創育が、誤って一部売上の二重計上を行い、第３四半期において、その修正をいたしました。この第２四半期の二重計上分の取消及び第３四半期での修正を訂正いたしました。

(b) 個別貸借対照表科目の訂正

平成 20 年３月期における（株）ヒューネットとの取引において、営業外受取手形とすべきところ、前渡金（500 百万円）と表示していましたので、訂正いたしました。

(c) 表示方法の変更の注記

平成 20 年３月期において、担保差入有価証券の表示科目を新たに設けましたが、表示方法の変更の注記におきまして、新たに設けたことの記載が漏れていましたので、訂正いたしました。

(d) 関連当事者取引の訂正

イ．コブコに対する金銭の貸付及びその利息の記載漏れ

平成 19 年３月期において、関連会社でありました（株）ヒューネットの子会社であるコブコ（株）への資金の貸付（970 百万円）及び未収利息（40 百万円）の記載が漏れていましたので、訂正いたしました。

ロ．エス・サイエンスからの受取利息の記載漏れ

平成 19 年３月期において、その他の関係会社であります（株）エス・サイエンスからの受取利息（８百万円）の記載が漏れていましたので、訂正いたしました。

ハ．エデュケーションコンサルタントに対する金銭の貸付の記載金額誤り

平成 19 年３月期において、EC 社への資金の貸付額（3,605 百万円）から、子会社経由の貸付金（1,605 百万円）を除外いたしました。

また、期中に貸付が繰返される場合に、より実態を示すために、平成 22 年３月期において、EC 社への資金の貸付額を延べ金額（391 百万円）から、最大値（121 百万円）に訂正いたしました。

ニ．エデュケーションコンサルタントからの受取利息の記載金額誤り

平成 19 年３月期において、EC 社への資金の貸付のうち、子会社経由分を除外したことに伴い受取利息を訂正いたしました（35 百万円から７百万円）。また、未収入金を訂正いたしました（３百万円からゼロ）。

ホ．エデュケーションコンサルタントに対する株式の貸付の記載金額誤り

平成 19 年３月期において、EC 社への株式の貸付が一部漏れていましたので、訂正いたしました（655 百万円から 805 百万円）。

また、平成 19 年３月期において、EC 社への株式の貸付の期末残高を訂正いたしました（540 百万円から 500 百万円）。

ヘ．ヒューネットとの取引の勘定科目の誤り

平成 20 年３月期において、（株）ヒューネットとの取引において、営業外受取手形とすべきところ、前渡金（500 百万円）と表示していましたので、訂正いたしました。

ト．ヒューネットに対する金銭の貸付及び受取利息の記載漏れ

平成 20 年３月期において、（株）ヒューネットへの資金の貸付（1,178 百万円）及び利息（10 百万円）の記載が漏れていましたので、訂正いたしました。

チ．今井氏に対する株式の貸付の記載金額誤り

平成 20 年３月期において、今井氏への株式の貸付の期末残高を訂正いたしました（542 百万円から 517 百万円）。

リ．実態として存在しないエデュケーションコンサルタントに対する株式の貸付の記載

平成 20 年３月期において、EC 社への株式の貸付について、他の取引と二重（665 百万円）に記載されていたため、削除しました。

c.有価証券報告書の訂正について

(a)担保に供している資産の注記の訂正

平成 19 年３月期から平成 23 年３月期における、担保に供している資産の注記に漏れ及び誤りがありましたので、訂正いたしました。

(b)担保付債務の注記の訂正

平成 19 年３月期から平成 23 年３月期における、担保付債務の注記に漏れ及び誤りがあ

りましたので、訂正いたしました。

(c)当座貸越契約の注記の訂正

平成20年3月期から平成22年3月期における、当座貸越契約、貸出コミットメント契約の注記に誤りがありましたので、訂正いたしました。

(d)関係会社に係る注記の訂正

b.(b)の訂正に伴い、平成20年3月期における平成19年3月期の関係会社に係る注記に漏れがありましたので、訂正いたしました。

(e)子会社取引への保証の注記の訂正

平成19年3月期から平成23年3月期における、子会社取引への保証の注記に漏れ及び誤りがありましたので、訂正いたしました。

以上の訂正を下記の決算短信及び有価証券報告書等に反映させました。

決算短信

訂正対象	当初提出日	訂正日	
19年3月期　決算短信	平成19年5月25日	平成19年5月29日	
		平成19年6月25日	
		平成19年12月25日	
		平成22年2月12日	
		平成23年2月21日	
		平成24年7月31日	
20年3月期　決算短信	平成20年5月15日	平成20年5月15日	
		平成20年5月23日	
		平成20年8月1日	
		平成22年2月12日	
		平成22年6月24日	
		平成23年2月21日	
		平成24年7月31日	
21年3月期　第1四半期決算短信	平成20年8月13日	平成22年2月12日	
		平成24年7月31日	
21年3月期　第2四半期決算短信	平成20年11月13日	平成22年2月12日	
		平成24年7月31日	
21年3月期　第3四半期決算短信	平成21年2月12日	平成22年2月12日	
		平成24年7月31日	
21年3月期　決算短信	平成21年5月14日	平成21年5月15日	
		平成21年5月15日	
		平成21年6月26日	
		平成22年2月12日	
		平成22年6月24日	
		平成23年2月21日	
		平成24年7月31日	
22年3月期　第1四半期決算短信	平成21年8月5日	平成24年7月31日	
22年3月期　第2四半期決算短信	平成21年11月12日	平成24年7月31日	
22年3月期　第3四半期決算短信	平成22年2月12日	平成24年7月31日	
22年3月期　決算短信	平成22年5月14日	平成22年6月24日	
		平成24年7月31日	
23年3月期　第1四半期決算短信	平成22年8月16日	平成24年7月31日	
23年3月期　第2四半期決算短信	平成22年11月11日	平成24年7月31日	
23年3月期　第3四半期決算短信	平成23年2月10日	平成24年7月31日	
23年3月期　決算短信	平成23年5月13日	平成24年7月31日	
		平成24年11月12日	＊
24年3月期　第1四半期決算短信	平成23年8月12日	平成24年11月12日	＊
24年3月期　第2四半期決算短信	平成23年11月12日	平成24年11月12日	＊
24年3月期　第3四半期決算短信	平成24年2月13日	平成24年11月12日	＊
24年3月期　決算短信	平成24年5月31日	平成24年7月31日	
		平成24年11月12日	＊

注）＊を付したものは、改善報告書提出（平成24年8月14日）以降の訂正であります。

有価証券報告書等

期	訂正対象	当初提出日	訂正日	
第3期 平成19年3月期	有価証券報告書	平成19年6月27日	平成19年10月19日	
			平成19年12月21日	
			平成20年8月26日	
			平成20年9月10日	
			平成22年2月15日	
			平成22年6月29日	
			平成23年2月22日	
			平成24年8月1日	
第4期 平成20年3月期	有価証券報告書	平成20年6月30日	平成20年8月8日	
			平成20年8月26日	
			平成20年9月10日	
			平成22年2月15日	
			平成22年6月29日	
			平成23年2月22日	
			平成24年8月1日	
第5期 平成21年3月期	第1四半期報告書	平成20年8月14日	平成22年2月15日	
			平成24年8月1日	
	第2四半期報告書	平成20年11月14日	平成24年8月1日	
	第3四半期報告書	平成21年2月13日	平成24年8月1日	
	有価証券報告書	平成21年6月26日	平成22年2月15日	
			平成22年6月29日	
			平成23年2月22日	
			平成24年8月1日	
			平成24年9月7日	*
第6期 平成22年3月期	第1四半期報告書	平成21年8月14日	平成24年8月1日	
	第2四半期報告書	平成21年11月13日	平成24年8月1日	
	第3四半期報告書	平成22年2月15日	平成24年8月1日	
	有価証券報告書	平成22年6月30日	平成23年2月22日	
			平成24年8月1日	
第7期 平成23年3月期	第1四半期報告書	平成22年8月16日	平成24年8月1日	
			平成24年8月6日	
			平成24年11月13日	*
	第2四半期報告書	平成22年11月12日	平成24年8月1日	
			平成24年8月6日	
			平成24年11月13日	*
	第3四半期報告書	平成23年2月14日	平成23年2月14日	
			平成24年8月1日	
			平成24年8月6日	
			平成24年11月13日	*
	有価証券報告書	平成23年6月29日	平成24年8月1日	
			平成24年8月6日	
			平成24年9月7日	*
			平成24年11月13日	*
			平成24年11月30日	*
第8期 平成24年3月期	有価証券報告書	平成23年6月29日	平成24年11月13日	*

注）＊を付したものは、改善報告書提出（平成24年8月14日）以降の訂正であります。

（2）過年度決算短信等を訂正するに至った経緯

a. 社内調査委員会の調査報告書を踏まえた訂正について

当社の調査におきまして、過去の貸付金等の会計処理等について、一部不適切な可能性があることが判明いたしました。そのため、これら不適切な可能性がある取引に関しまして、会計処理の適切性を含め、外部の公認会計士を入れた社内調査委員会により調査すべきであると判断いたしました。そこで、当該調査においては特に公正性及び透明性を確保すべきとの観点から、当社と利害関係のない外部の独立した公認会計士を含めた社内調査委員会を設置し、以下の調査事項について検証することといたしました。

①当社の取締役経験者であります今井輝彦氏への貸付の各期（平成 20 年３月期第２四半期から平成 22 年３月期）における資産性の評価及び会計処理（貸倒引当金計上時期等）の妥当性について。

・平成 19 年 10 月から平成 21 年２月の間に貸付けた、合計 930 百万円について。

・平成 19 年 11 月に（株）アレスサポート（以下「ＡＳ社」と言う。）を経由して貸付けた、156 百万円について。

・平成 19 年７月から平成 20 年１月の間、（株）メイクイースト（以下「ＭＥ社」と言う。）及び（株）オデッセイ（以下「ＯＤ社」と言う。）を経由して貸付けた（株）エス・サイエンス株式 4,700 万株について。

②平成 19 年９月から平成 20 年９月の間、國分建一氏に貸付けた、合計 155 百万円の各期（平成 20 年３月期第２四半期から平成 21 年３月期）における資産性の評価及び会計処理（貸倒引当金計上時期等）の妥当性について。

③平成 19 年５月に EC 社経由でコアグリット投資事業組合に支払った増資費用の前渡金 300 百万円の各期（平成 20 年３月期第２四半期から平成 20 年３月期）における資産性の評価及び会計処理（貸倒引当金計上時期等）の妥当性について。

④上記貸付等に関するコンプライアンス及びガバナンス上の問題点について。

⑤再発防止のためのコーポレート・ガバナンス体制の確認。

社内調査委員会の調査結果をまとめた、調査報告書の要旨につきましては添付の別紙「社内調査委員会調査報告書要旨」を参照ください。

本調査報告書の調査結果を踏まえた当社の検討結果は以下のとおりであります。

(a) 今井氏及び國分氏への貸付に係る貸倒引当金計上時期の訂正

今井氏に対する貸付取引について、契約上の名義とは異なるものの、実質的に今井氏との契約であることが判明しているものを含めて、当社の帳簿上の記録を時系列に並べると以下のとおりとなっております。

	貸借	日付	名義	種類	株数	金額
①	貸付	平成 19 年 1 月 26 日	本人	ｴｽ･ｻｲｴﾝｽ株式	10 百万株	
②	返済	平成 19 年 3 月 28 日		ｴｽ･ｻｲｴﾝｽ株式	△10 百万株	

③	貸付	平成19年7月19日	ME社	ｴｽ･ｻｲｴﾝｽ株式	15百万株	
④	貸付	平成19年10月31日	本人	金銭消費貸借		312百万円
⑤	返済	平成19年11月22日		金銭消費貸借		△312百万円
⑥	貸付	平成19年11月22日	AS社	金銭消費貸借		156百万円
⑦	貸付	平成19年11月28日	ME社	ｴｽ･ｻｲｴﾝｽ株式	10百万株	
⑧	貸付	平成20年1月7日	OD社	ｴｽ･ｻｲｴﾝｽ株式	10百万株	
⑨	貸付	平成20年1月24日	OD社	ｴｽ･ｻｲｴﾝｽ株式	12百万株	
	返済	平成19年12月～ 平成20年3月				△4百万円
		平成20年3月末			47百万株	152百万円
⑩	貸付	平成20年7月30日	本人	金銭消費貸借		100百万円
⑪	返済	平成20年8月7日		ｴｽ･ｻｲｴﾝｽ株式	△10百万株	
⑫	貸付	平成20年12月15日	本人	金銭消費貸借		248百万円
⑬	貸付	平成20年12月18日	本人	金銭消費貸借		108百万円
⑭	貸付	平成21年2月4日	本人	金銭消費貸借		162百万円
	返済	平成20年4月～ 平成21年3月				△33百万円
		平成21年3月末			37百万株	737百万円
	返済	平成21年4月～ 平成22年3月				△49百万円
		平成22年3月末			37百万株	688百万円

また、調査手続の結果、以下のEC社に対する貸株契約は、実質的に今井氏に対する貸株であることが判明いたしました。

	貸借	日付	名義	種類	株数	金額
⑮	貸付	平成19年3月28日	EC社	ｴｽ･ｻｲｴﾝｽ株式	10百万株	
⑯	貸付	平成19年3月28日	EC社	当社株式	5百万株	

この他、上記⑫～⑭に関連して、平成21年3月期訂正決算短信、平成22年3月期訂正決算短信、平成23年3月期決算短信、平成24年3月期決算短信において、これらの貸付金のうち270百万円については、当社の関連当事者であるEC社に対する貸付金である旨を開示しております。

これらの貸付取引に関して、当時の意思決定手続の状況と当時の決裁基準に基づく決裁権者は以下のとおりでありました。

	契約日	契約の種類	稟議書	取締役会決	決裁権者	備考

				議		
①	平成19年1月26日	株券消費貸借	×	○	代表取締役	
⑮	平成19年3月28日	株券消費貸借	×	○	代表取締役	※1
⑯	平成19年3月28日	株券消費貸借	×	○	代表取締役	※1
③	平成19年7月19日	株券消費貸借	×	×	代表取締役	※1
④	平成19年10月31日	金銭消費貸借	×	○	取締役会	※2
⑥	平成19年11月22日	金銭消費貸借	×	○	取締役会	※1
⑦	平成19年11月28日	株券消費貸借	×	○	取締役会	※1，3
⑧	平成20年1月7日	株券消費貸借	○	×	代表取締役	※4
⑨	平成20年1月24日	株券消費貸借	×	×	代表取締役	※4
⑩	平成20年7月30日	金銭消費貸借	○	×	代表取締役	※4
⑫	平成20年12月15日	金銭消費貸借	×	○	取締役会	
⑬	平成20年12月18日	金銭消費貸借	×	○	取締役会	
⑭	平成21年2月4日	金銭消費貸借	×	○	取締役会	

※1：契約当時、実質的な契約当事者である今井氏は取締役であったため、実質的に今井氏との契約であることを認識していた場合には、自己取引として取締役会での決議が必要となる。

※2：契約当時、契約当事者である今井氏は取締役であったため、自己取引として取締役会で決議されている。

※3：契約当時、実質的な契約当事者である今井氏・永井氏・忍田氏は取締役であったため、実質的に今井氏との契約であることを認識していた場合には、自己取引として取締役会での決議が必要となるが、自己取引であることを示さずに決議し、議決権も行使している。

※4：単発契約で1億円以上の契約であるため、事後的に取締役会での報告が必要となるが、報告がされていない。

今井氏に対する貸付の会計処理につきましては、当社は主に返済の有無に着目し、平成22年3月期までは正常債権として回収が可能であると判断しておりましたが、今井氏より平成22年4月以降の返済が困難である旨の申し出を受け、平成22年3月期末決算において回収懸念債権として貸倒引当金を設定しました。

しかしながら、本調査の過程において、③の契約については、⑦の契約時（平成19年11月）に実質的に期限延長がなされているほか、⑧及び⑨の契約についても、実質的に今井氏との契約であることから、これらの契約は、今井氏に対する追加の貸付ということになり、当該変更契約が締結された平成20年1月においても、同様の手続により契約を行っており当社は変更契約等の締結に当たり、全く回収可能性を検討していなかったとまでは言えないが、一般的に、当初の借入を返済する前に、借入を申入れているという事実は、回収可能性に重大な疑義を生じさせる事象であると認識すべきでありました。

さらに、⑦の変更契約に当たって、利率を引き下げる理由として、貸株が担保として預託するのみで売却予定がないことが記載されていることや、③の契約から6ヶ月が経過し、

信用取引が一巡する時期であることを考慮すれば、少なくとも当初の貸株が確かに今井氏の口座に残っていることを確認すべきでありました。

そして、この時点で今井氏の財産状況を確認していれば、すでに貸株は売却されて損失に充当されており、今井氏の財産が相当に毀損していた事実や、他にも借入金が相当金額存在することを把握できたと考えられます。

従って、この後最初の決算期である平成20年3月期に、今井氏に対する債権は回収懸念債権であると判断することが妥当と考え、今井氏の財産状況や収入状況から回収可能額を合理的に見積り、貸倒引当金を設定する必要があったと認識しました。

なお、当社の調査におきましては、社内調査委員会の調査報告書を基に、元帳、貸付金管理台帳、契約書の確認をし、さらに今井氏からのヒアリングと確認書の受領をし、訂正を行いました。

また、過年度の決算短信の訂正については、平成24年7月31日に開示し、有価証券報告書等の訂正については、平成24年3月期の有価証券報告書とともに平成24年8月1日に提出いたしました。提出に際し、有価証券報告書の訂正については、平成20年3月期から平成22年3月期までのものについて、現在当社の監査を担当しているＫＤＡ監査法人の監査を受けております。

國分氏に対する貸付取引について、当社の帳簿上の記録を時系列に並べると以下のとおりとなっています。

	貸借	日付	金額
①	貸付	平成19年9月28日	20百万円
②	貸付	平成19年11月9日	15百万円
③	貸付	平成19年12月20日	8百万円
④	返済	平成20年1月10日	△6百万円
⑤	返済	平成20年3月26日	△2百万円
⑥	貸付	平成20年3月26日	62百万円
		平成20年3月末	97百万円
⑦	貸付	平成20年9月17日	50百万円
⑧	返済	平成20年9月29日	△0.85百万円
⑨	返済	平成20年12月5日	△0.5百万円
⑩	返済	平成20年12月25日	△0.3百万円
		平成21年3月末	145.35百万円

上記の契約についての書類等の整備状況は以下のとおりであります。

	契約日	契約の種類	稟議書	取締役会決	決裁権者	備考

				議		
①	平成19年9月28日	金銭消費貸借	×	×	代表取締役	※1、2
②	平成19年11月9日	金銭消費貸借	○	×	代表取締役	※2
③	平成19年12月20日	金銭消費貸借	○	×	代表取締役	
⑥	平成20年3月26日	金銭消費貸借	×	×	代表取締役	※2
⑦	平成20年9月17日	金銭消費貸借	○	×	代表取締役	※3

※1：平成19年9月28日付で取得した金銭消費貸借契約公正証書の対象である。

※2：平成20年4月17日付で取得した債務弁済契約公正証書の対象である。

※3：平成20年9月17日付で取得した債務弁済契約公正証書の対象である。

國分氏に対する貸付の会計処理につきましては、当社は平成21年3月期第3四半期までは回収実績があることから、正常債権として回収が可能であると判断しておりましたが、その後、國分氏は返済困難であると、今井氏より申告を受け、平成21年3月期末に回収懸念債権と判断し、全額に対して貸倒引当金を設定しています。

しかしながら、社内調査委員会の調査によると、この返済は國分氏が返済したものではなく、今井氏が支払ったものであることが判明しました。従って、國分氏は平成20年3月末の時点で返済実績がないままに、平成19年12月貸付の貸付金③について返済期限(平成20年1月）を迎えることとなり、この時点で、國分氏に対する債権を回収懸念債権として評価し、回収可能額を合理的に見積り、貸倒引当金を設定する必要があったと認識しました。

この際、國分氏は不動産を所有しており、また公正証書を作成していることから、回収可能額の見積りについて、これらを考慮することも考えられますが、公正証書の取得では財産の保全が十分な状態ではないことから、不動産に対する強制執行による回収見込額を考慮しないこととといたしました。

なお、当社の調査におきましては、社内調査委員会の調査報告書を基に、元帳、貸付金管理台帳、契約書の確認をし、訂正を行いました。

(b)エデュケーションコンサルタント経由での今井氏への貸株に係る関連当事者との取引の訂正

平成22年2月12日付け「(訂正)「平成20年3月期　決算短信」等の一部訂正に関するお知らせ」にて、過年度のファイナンス手数料支払先等についての関連当事者性を調査し、決算短信の訂正を行いました。また、平成22年6月24日付け「(訂正)「平成22年3月期 決算短信」等の一部訂正に関するお知らせ」にて、第三者等を介した関連当事者取引の調査を行い、決算短信の訂正を行いました。

今般、社内調査委員会の調査及び当社の検討の結果、以下のEC社に対する貸株契約は、実質的に今井氏に対する貸株であることが新たに判明いたしました。平成22年6月の訂正の際の調査において、エス・サイエンス株式については、当社とEC社の契約書はありましたが、EC社と今井氏の契約書がなかったこと、ヒアリング時に今井氏から説

明がなかったこと、今井氏は当社からの株式であることに気付いていなかったため、当社との関連当事者取引であるという認識がなかったことにより発見ができなかったものであります。本人からの説明がない場合に、間接的な関連当事者取引の発見可能性を高めるためには、契約書類、会計帳簿、証券売買記録、通帳等を調査することが必要となりますが、一般的には困難と考えられ、今回は、当局の調査による株券の記番号の一致により確認されました。これについての対策として、貸付後に、借手から実際の資金使途を記載した確認書を提出させることといたします。

当社株式についても、上記のエス・サイエンス株式と同様の状況であり、今回、株券の記番号の一致により確認されました。

なお、当社の調査におきましては、社内調査委員会の調査報告書を基に、元帳、有価証券取引計算表、契約書の確認をし、さらに今井氏にヒアリングをし、訂正を行いました。

	貸借	日付	名義	種類	株数	金額
⑰	貸付	平成19年3月28日	EC社	ｴｽ･ｻｲｴﾝｽ株式	10百万株	
⑱	貸付	平成19年3月28日	EC社	当社株式	5百万株	

(c)今井氏への貸付金に係る関連当事者との取引の訂正

a. (a)の今井氏への貸付⑫～⑭に関連して、平成21年3月期訂正決算短信、平成22年3月期訂正決算短信、平成23年3月期決算短信、平成24年3月期決算短信において、これらの貸付金のうち270百万円については、当社の関連当事者であるEC社に対する貸付金である旨を開示しております。

平成22年6月の訂正の際の調査において、今井氏より、EC社に貸付けた旨の説明を受け、EC社の元帳において確認しております。その後、平成23年5月になって当該代金のうち、223百万円と当社株式10百万株の譲渡（平成20年10月10日及び平成20年11月13日付けでそれぞれ5百万株）による貸付との相殺の訂正が事後的になされたとのことでありますが、調査当時は、当該取引は存在しておりませんでした。

社内調査委員会の調査報告書を踏まえた当社の調査の結果、平成22年3月期末時点において、EC社と同氏の間の貸付金の残高が総合的にほぼゼロであること、同氏より自身が借手である旨の確認書の提出を受けたことより、貸付⑫～⑭は同氏との取引であると認識しましたので、本取引に関する関連当事者取引の注記の訂正をいたしました。

なお、当社の調査におきましては、社内調査委員会の調査報告書を基に、元帳、貸付金管理台帳、契約書の確認をし、さらに今井氏からのヒアリングと上記の確認書の受領をしております。

b.その他の訂正について

(a) 子会社の一部売上の二重計上分の取消及びその修正の取消の訂正

当社子会社である、(株) 創育の平成22年3月期第2四半期の決算におきまして、会場模擬試験の売上をファイナンス会社経由で集金する仕組としておりますが、申込みベ

ースで集計した金額と入金された金額を誤って二重に計上（29百万円）してしまいました。第3四半期になって、計上が二重となっていることを認識したため、当時の当社の監査を担当していたアスカ監査法人と協議の上、第3四半期の数値を修正しました。

今般の貸倒引当金計上時期の変更の訂正により、平成22年3月期の連結純利益が88百万円の黒字となったことにより、当該金額が相対的に重要性を増したのため、ＫＤＡ監査法人と協議の上、訂正することといたしました。

(b) 個別貸借対照表科目の訂正

平成20年3月期における（株）ヒューネットとの取引において、営業外受取手形とすべきところ、前渡金（500百万円）と表示していました。

当初の業務委託契約に従って、前渡金として処理していましたが、期末において合意解約を行い、前渡金の返済として手形を受取りました。しかしながら、経理担当者は、担保として受取ったものと考えていたため、前渡金の表示のままとしていました。

今般の監査期間中に、契約書、元帳及び手形の写しを確認の上、訂正を行いました。

(c) 表示方法の変更の注記

平成20年3月期において、担保差入有価証券の表示科目を新たに設けましたが、表示方法の変更の注記におきまして、新たに設けたことの記載が漏れていました。

今般の監査期間中に、漏れていたため、表示科目を新たに設けたことを決算短信及び有価証券報告書で確認し、訂正いたしました。

(d) 関連当事者取引の訂正

関連当事者取引の把握につきましては、平成22年12月10日提出の「改善状況報告書」に記載のとおり、再発防止策を講じておりますが、以下の訂正につきましては、それ以前に行われた取引についてのものであります。

イ．コブコに対する金銭の貸付及びその利息の記載漏れ

コブコは当社の子会社であり、貸付金残高がありましたが、平成19年1月にヒューネットに売却し、子会社ではなくなりました。ところが、ヒューネットは平成19年3月末に当社の関連会社となったため、関連会社の子会社であるコブコについて、関連当事者として扱うことを失念しました。このため、コブコ（株）への貸付（970百万円）及び未収利息残高（40百万円）の記載が漏れていました。

これは、今般の監査期間中に、関連当事者取引についての再調査をしたところ、発見されたものであります。

元帳、契約書、取締役会議事録を確認し、訂正を行いました。

ロ．エス・サイエンスからの受取利息の記載漏れ

平成19年3月期において、その他の関係会社であります（株）エス・サイエンスからの受取利息（8百万円）の記載が漏れていました。

これは、今般の監査期間中に、関連当事者取引についての再調査をしたところ、発見されたものであります。

元帳、契約書、取締役会議事録、稟議書を確認し、訂正を行いました。

ハ．エデュケーションコンサルタントに対する金銭の貸付の記載金額誤り

平成19年3月期において、EC社への資金の貸付額（3,605百万円）から、子会社経由の貸付金（1,605 百万円）を除外いたしました。会計基準の変更により、関連当事者と子会社との取引を含めて記載することとなったのは平成 21 年3月期からでありましたが、平成22年2月の訂正時に誤って含めてしまいました。

また、EC 社への資金の貸付額を最大値（121 百万円）とすべきところ、延べ金額（391百万円）としていました。

これらは、今般の監査期間中に、関連当事者取引の再調査をする中で、発見されたものであります。

元帳、契約書、取締役会議事録を確認し、訂正を行いました。

ニ．エデュケーションコンサルタントからの受取利息の記載金額誤り

上記ハの訂正に伴い訂正したものであり、記載内容は、ハと同様であります。

ホ．エデュケーションコンサルタントに対する株式の貸付の記載金額誤り

平成19年3月期において、EC社への株式の貸付が一部漏れていましたので、訂正いたしました（655 百万円から 805 百万円）。株式の貸付の金額を最大値としておりますが、最大値となった期間が1日間のみであった部分を、見落としました。

これらは、今般の監査期間中に、関連当事者取引の再調査をする中で、発見されたものであります。

また、平成19年3月期において、EC社への株式の貸付の期末残高を訂正いたしました（540百万円から500百万円）。取引当時（平成20年3月期）のエス・サイエンス株式の主要な取引市場は東証でありましたが、平成 22 年2月の訂正時には、同社株式は東証では上場廃止となっており、ヤフー・ファイナンスで取得した株価は、同社の取引市場が大証のみとなっていたため、大証のものでありました。このため株価が異なり、誤った金額を記載してしまいました。

この取引の契約書及び東証の株価を確認し、訂正いたしました。

ヘ．ヒューネットとの取引の勘定科目の誤り

平成20年3月期において、（株）ヒューネットとの取引において、営業外受取手形とすべきところ、前渡金（500 百万円）と表示していましたので、訂正いたしました。

上記(b) の訂正に伴い訂正したものであり、(b)の記載内容と同様であります。

ト．ヒューネットに対する金銭の貸付及び受取利息の記載漏れ

平成20年3月期において、（株）ヒューネットへの資金の貸付（1,178百万円）及び利息（10百万円）の記載が漏れていましたので、訂正いたしました。

これは、今般の監査期間中に、関連当事者取引の再調査をする中で、関連当事者取引についての再調査をしたところ、発見されたものであります。

元帳、契約書、取締役会議事録を確認し、訂正を行いました。

チ．今井氏に対する株式の貸付の記載金額誤り

取引当時（平成 20 年3月期）のエス・サイエンス株式の主要な取引市場は東証で

ありましたが、平成 22 年２月の訂正時には、同社株式は東証では上場廃止となっており、ヤフー・ファイナンスで取得した株価は、同社の取引市場が大証のみとなっていたため、大証のものでありました。このため株価が異なり、誤った金額を記載してしまいました。

これらは、今般の監査期間中に、関連当事者取引の再調査をする中で、発見されたものであります。

この取引の契約書及び東証の株価を確認し、訂正いたしました。

リ．実態として存在しないエデュケーションコンサルタントに対する株式の貸付の記載

EC 社への「株式の貸付」665 百万円としているものについて、365 百万円は第三者への貸付債権の EC 社への移転と同日付で株式譲渡代金と相殺されているので、貸付から削除しました。また、300 百万円については、資金の貸付から報酬の前渡に振り替えられているので貸付から削除しました。

これは、今般の監査期間中に、関連当事者取引の再調査をする中で、発見されたものであります。

これらの取引の元帳、契約書を確認し、訂正いたしました。

c.有価証券報告書の訂正について

(a)担保に供している資産の注記の訂正

平成 19 年３月期から平成 23 年３月期における、担保に供している資産の注記に漏れ及び誤りがありました。

これらについては、今般の監査期間中に、監査法人に、裏づけ資料の提供を行う中で、グループ会社より、過年度の取引を含め、契約書を再確認し、フォーマットに記入したものを収集し、これを集計しました。その過程で、漏れ及び誤りを発見し、訂正を行いました。

(b)担保付債務の注記の訂正

平成 20 年３月期から平成 23 年３月期における、担保付債務の注記に漏れ及び誤りがありました。

これらについては、今般の監査期間中に、監査法人に、裏づけ資料の提供を行う中で、グループ会社より、過年度の取引を含め、契約書を再確認し、フォーマットに記入したものを収集し、これを集計しました。その過程で、漏れ及び誤りを発見し、訂正を行いました。

(c)当座貸越契約の注記の訂正

平成 20 年３月期から平成 22 年３月期における、当座貸越契約、貸出コミットメント契約の注記に誤りがありました。

これらについては、今般の監査期間中に、監査法人に、裏づけ資料の提供を行う中で、グループ会社より、過年度の取引を含め、契約書を再確認し、フォーマットに記入したものを収集し、これを集計しました。その過程で、漏れ及び誤りを発見し、訂正を行いました。

(d)関係会社に係る注記の訂正

b.(b)の訂正に伴い訂正したものであり、b.(b)の記載内容と同様であります。

(e)子会社取引への保証の注記の訂正

平成19年3月期から平成23年3月期における、子会社取引への保証の注記に漏れ及び誤りがありました。

これらについては、今般の監査期間中に、監査法人に、裏づけ資料の提供を行う中で、グループ会社より、過年度の取引を含め、契約書を再確認し、フォーマットに記入したものを収集し、これを集計しました。その過程で、漏れ及び誤りを発見し、訂正を行いました。

2．改善措置

（1）不適切な情報開示等を行なった直接的原因（問題点）

a. 社内調査委員会の調査報告書を踏まえた訂正について

(a) 今井氏及び國分氏への貸付に係る貸倒引当金計上時期の訂正

イ．貸付後の債権管理において、貸倒引当金を計上するためのルールが明確でありませでした。

ロ．貸付後の債権管理において、回収可能性の評価をする仕組に不備がありました。

ハ．貸付後においても、取締役間での債権についての情報の交換が不十分でありました。

ニ．貸付時の手続として、資金使途を確認する仕組が不十分でありました。

ホ．貸付時における承認手続において、借手の与信の確認に不備がありました。

ヘ．貸付時に取引を主に担当した取締役とその他の取締役との情報の交換が不十分でありました。また、情報提供及び説明義務のあった役員が当該義務を怠ったこと、他の役員においては適切な判断に必要な情報収集を行なうべきとの姿勢に欠けていました。

ト．貸付時における、間接的な利益相反取引の把握体制が不十分でありました。

(b)エデュケーションコンサルタント経由での今井氏への貸株に係る関連当事者との取引の訂正

イ．貸付時の手続として、資金使途を確認する仕組が不十分でありました。

ロ．関連当事者取引の把握手続において間接取引を確認する仕組が不十分でありました。

(c)今井氏への貸付金に係る関連当事者との取引の訂正

イ．貸付時の手続として、資金使途を確認する仕組が不十分でありました。

ロ．関連当事者取引に関して関連当事者が過年度の取引についての修正を行った場合の情報の把握ができていませんでした。

b.その他の訂正について

(a) 子会社の一部売上の二重計上分の取消及びその修正の取消の訂正

子会社経理担当者の勘違いによるものであり、また、十分な確認体制ができていなかったことによります。

(b) 個別貸借対照表科目の訂正

誤解を招きうる取引について、取引担当者から経理部門への情報の伝達が不足したこと、取引当時、経理部門に十分なスキルを有するものが少なかったこと、上長による十分なチェックがなされていなかったこと、及び取引内容の十分な把握がなされていなかったことによります。

(c) 表示方法の変更の注記

当時、経理部門に十分なスキルを有するものが少なかったこと、及び上長による十分なチェックがなされていなかったことによります。

(d) 関連当事者取引の訂正

イ．コブコに対する金銭の貸付及びその利息の記載漏れ

関連会社の子会社であるコブコについて、関連当事者として扱うことを失念しました。取引当時、経理部門に十分なスキルを有するものが少なかったこと、及び上長による十分なチェックがなされていなかったことによります。また、平成 22 年2月の訂正時に発見されるべきでありましたが、確認対象としていませんでした。関連当事者取引の把握の網羅性が十分でありませんでした。

ロ．エス・サイエンスからの受取利息の記載漏れ

取引当時、経理部門に十分なスキルを有するものが少なかったこと、及び上長による十分なチェックがなされていなかったことによります。また、平成 22 年2月の訂正時に発見されるべきでありましたが、確認対象としていませんでした。関連当事者取引の把握の網羅性が十分でありませんでした。

ハ．エデュケーションコンサルタントに対する金銭の貸付の記載金額誤り

訂正当時、経理部門に十分なスキルを有するものが少なかったこと、及び上長による十分なチェックがなされていなかったことによります。また、関連当事者取引の記載ルールの徹底ができていませんでした。

ニ．エデュケーションコンサルタントからの受取利息の記載金額誤り

上記ハの訂正に伴い訂正したものであり、ハの記載内容と同様であります。

ホ．エデュケーションコンサルタントに対する株式の貸付の記載金額誤り

訂正当時、経理部門に十分なスキルを有するものが少なかったこと、及び上長による十分なチェックがなされていなかったことによります。また、関連当事者取引の記載ルールの徹底ができていませんでした。

ヘ．ヒューネットとの取引の勘定科目の誤り

上記(b)の訂正に伴い訂正したものであり、(b)の記載内容と同様であります。

ト．ヒューネットに対する金銭の貸付及び受取利息の記載漏れ

取引当時及び平成 22 年2月の訂正時に経理部門に十分なスキルを有するものが少なかったこと、及び上長による十分なチェックがなされていなかったことによります。また、取引内容の十分な把握ができていませんでした。

チ．今井氏に対する株式の貸付の記載金額誤り

訂正当時、経理部門に十分なスキルを有するものが少なかったこと、及び上長によ

る十分なチェックがなされていなかったことによります。また、関連当事者取引の記載ルールの徹底ができていませんでした。

リ．実態として存在しないエデュケーションコンサルタントに対する株式の貸付の記載
平成 22 年２月の訂正時に発見されるべきでありましたが、訂正当時、経理部門に十分なスキルを有するものが少なかったこと、及び上長による十分なチェックがなされていなかったことによります。また、取引内容の十分な把握ができていませんでした。

c.有価証券報告書の訂正について

(a)担保に供している資産の注記の訂正

記載当時、グループ会社からの情報収集は、本社経理担当者が気付いたものについて、電話で確認を取っており、収集方法が徹底しておらず、網羅性に欠けておりました。また、平成 23 年３月期以降はフォーマットを作成しグループ会社からの情報を収集することとしましたが、過年度分及び過年度からの継続分に漏れがありました。これにつきましても、情報伝達の仕組と経理部門での確認方法が不十分でありました。

(b)担保付債務の注記の訂正

記載当時、グループ会社からの情報収集は、本社経理担当者が気付いたものについて、電話で確認を取っており、収集方法が徹底しておらず、網羅性に欠けておりました。また、平成 23 年３月期以降はフォーマットを作成しグループ会社からの情報を収集することとしましたが、過年度分及び過年度からの継続分に漏れがありました。これにつきましても、情報伝達の仕組と経理部門での確認方法が不十分でありました。

(c)当座貸越契約の注記の訂正

記載当時、グループ会社からの情報収集は、本社経理担当者が気付いたものについて、電話で確認を取っており、収集方法が徹底しておらず、網羅性に欠けておりました。また、平成 23 年３月期以降はフォーマットを作成しグループ会社からの情報を収集することとしましたが、過年度分及び過年度からの継続分に漏れがありました。これにつきましても、情報伝達の仕組と経理部門での確認方法が不十分でありました。

(d)関係会社に係る注記の訂正

b.(b)の訂正に伴い訂正したものであり、b.(b)の記載内容と同様であります。

(e)子会社取引への保証の注記の訂正

記載当時、グループ会社からの情報収集は、本社経理担当者が気付いたものについて、電話で確認を取っており、収集方法が徹底しておらず、網羅性に欠けておりました。また、平成 23 年３月期以降はフォーマットを作成しグループ会社からの情報を収集することとしましたが、過年度分及び過年度からの継続分に漏れがありました。これにつきましても、情報伝達の仕組と経理部門での確認方法が不十分でありました。

また、a,b,c に共通の原因として適時開示体制が十分ではありませんでした。

（2）再発防止に向けた今後の改善措置

a. 社内調査委員会の調査報告書を踏まえた訂正について

（個別原因に対する再発防止策）

(a) 今井氏及び國分氏への貸付に係る貸倒引当金計上時期の訂正

イ．貸付後の債権管理において、貸倒引当金を計上するためのルールが明確でなかったことにつきましては、現在後記の「（3）a.(a)取引・契約に関わるもの」に記載のとおり、「東理ホールディングスグループ与信管理マニュアル」を作成し管理業務等を行なっておりますが、これらに加え、以下の対応を行いました。

ⅰ．グループ共通の「貸倒引当金計上マニュアル」を制定し、貸付債権につきましては、返済計画の変更の有無、返済が滞っている期間等の状況に応じて、債権を一般貸付債権、貸倒懸念貸付債権及び破産更生貸付債権に分類し、それぞれの分類について、貸倒引当金設定の割合についてのガイドラインを設けました。本対応につきましては、平成24年6月末（平成25年3月期第1四半期）より実施しております。

ロ．貸付後の債権管理において、回収可能性の評価をする仕組に不備があったことにつきましては、新たに「債権管理マニュアル」を制定し、以下の対応を行います。

ⅰ．回収可能性の評価を行うため、四半期ごとの試算表等の提出を受け、財政状態を把握します。

ⅱ．延滞した場合の報告制度を整備し、期日入金が行われなかった場合には、担当者は、債権延滞報告書を作成し、速やかに管理担当役員に報告するものとします。

ⅲ．返済スケジュールの変更の依頼があった場合には、その理由を文書によって徴収し、現在の財政状況を把握します。この際、貸付等条件変更依頼書を徴収し、条件変更の内容、理由、今後の予測等を把握します。

ハ．貸付後において、取締役間での債権についての情報の交換が不十分であったことにつきましては、取締役を含む役員のコンプライアンス意識及びガバナンスが十分でなかったことに起因しており、現在継続しているコンプライアンス及びガバナンスの強化策は、後記「（3）a.(b)監視機能に関わるもの」及び「（3）c.役員のガバナンス改善」記載のとおりでありますが、それらに加え、以下の対応を行います。

ⅰ．会社法に詳しい弁護士と年間計画を作成し、引続き研修会を開催することにより、役員のコンプライアンス意識及びガバナンスの維持・向上を図ってまいります。

ニ．貸付時における承認手続において、借手の与信の確認に不備があったことにつきましては、「与信管理マニュアル」を改定し、以下の対応を行います。

ⅰ．担保価値の評価を行い、貸付金の保全に十分な価値であるかの把握をします。これには、必要に応じて不動産鑑定や固定資産税評価証明書を利用します。

ⅱ．事業計画の妥当性の評価を行い、合理的な回収計画が作成されているかを確認します。

ⅲ．財政状況を把握し、貸付時において、既に過大な債務を負っていないかどうかを確認します。

ホ．貸付時に取引を主に担当した取締役とその他の取締役との情報の交換が不十分であったこと、また、情報提供及び説明義務のあった役員が当該義務を怠ったこと、他の役員においては適切な判断に必要な情報収集を行なうべきとの姿勢に欠けていたことにつきましては、上記ハと同様の根本原因であり、同様の対応をいたします。

(b)エデュケーションコンサルタント経由での今井氏への貸株に係る関連当事者との取引の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(c)今井氏への貸付金に係る関連当事者との取引の訂正

イ．関連当事者取引に関して関連当事者が過年度の取引についての修正を行った場合の情報の把握ができていなかったことにつきましては、「関連当事者取引把握・開示フロー」の改定をし、以下の対応を行います。

ⅰ．関連当事者に過年度の取引についての修正を行ったかどうか、及びその内容の確認書を徴収することとします。

（共通原因に対する再発防止策）

イ．貸付時の手続として、資金使途を確認する仕組が不十分であったことにつきましては、以下の対応を行いました。

ⅰ．資金の貸付等に当たっては、貸付時及び貸付後に借手から実際の資金使途を記載した確認書の提出を求めることとし、「与信管理マニュアル」をその旨改訂して、平成24年5月末より実施しております。

ロ．貸付時における、間接的な利益相反取引の把握体制が不十分であったこと及び関連当事者取引の把握手続において間接取引を確認する仕組が不十分であったことは、同様のことでありますが、これにつきましては、以下の対応を行いました。また、現在実施しております関連当事者取引の把握体制の強化につきましては、後記の「（3）b.(e)関連当事者取引把握体制の強化」に記載のとおりであります。

ⅰ．資金の貸付等に当たっては、貸付時及び貸付後に借手から実際の資金使途を記載した確認書の提出を求めることとし、「与信管理マニュアル」を改定して、平成24年5月末より実施しております。

ⅱ．上記確認書を経理部門が受領し、「関連当事者取引把握・開示業務フロー」の中で確認書のチェックを追加するものとし、平成24年5月末より実施しております。

b.その他の訂正について

（個別原因に対する再発防止策）

(a) 子会社の一部売上の二重計上分の取消及びその修正の取消の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(b) 個別貸借対照表科目の訂正

誤解を招きうる取引について、取引担当者から経理部門への情報の伝達が不足したことにつきましては、以下の対応を行います。

ⅰ．手形を用いた取引については、経理担当者が手形を受取った時に、取引担当者に手形の使途及び取引内容を確認し、記録に残すこととし、「債権管理マニュアル」をその旨改訂し、実施することとします。

(c) 表示方法の変更の注記

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(d) 関連当事者取引の訂正

イ．コブコに対する金銭の貸付及びその利息の記載漏れ

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

ロ．エス・サイエンスからの受取利息の記載漏れ

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

ハ．エデュケーションコンサルタントに対する金銭の貸付の記載金額誤り

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

ニ．エデュケーションコンサルタントからの受取利息の記載金額誤り

上記ハの訂正に伴い訂正したものであり、ハの記載内容と同様であります。

ホ．エデュケーションコンサルタントに対する株式の貸付の記載金額誤り

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

ヘ．ヒューネットとの取引の勘定科目の誤り

上記(b)の訂正に伴い訂正したものであり、(b)の記載内容と同様であります。

ト．ヒューネットに対する金銭の貸付及び受取利息の記載漏れ

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

チ．今井氏に対する株式の貸付の記載金額誤り

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

リ．実態として存在しないエデュケーションコンサルタントに対する株式の貸付の記載

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

（共通原因に対する再発防止策）

イ．経理部門に十分なスキルを有するものが少なかったこと、及び上長による十分なチェックがなされていなかったこと及び取引内容の十分な把握ができていなかったこ

とにつきましては、経理部門の強化策として、以下の対応を行います。

ⅰ．本社経理部門に公認会計士又はそれに準じた能力を有し、適時開示及び決算業務に十分なスキル及び経験のある人材を採用します。

ⅱ．グループ会社の経理担当者を本社経理部門の所属又は兼任とし、情報収集の円滑化と意思疎通の強化を図ります。

ⅲ．グループ会社の経理担当者のレベルアップと業務精度の向上のための研修会の開催を定期的に行います。

ⅳ．上長によるチェックにつきましては、現在主要なものについては、チェックを行ない、確認印を押していますが、開示資料のバックデータ等の系統だった整備に併せて、確認する範囲を見直します。

ロ．過去の訂正時に関連当事者取引把握の確認対象としていなかったこと及び網羅性が十分でなかったことにつきましては、「関連当事者取引把握のためのマニュアル」を改定し、以下の対応を行います。また、現在実施しております関連当事者取引の把握体制の強化につきましては、後記の「（３）b.(e)関連当事者取引把握体制の強化」に記載のとおりであります。

ⅰ．グループ会社には予め関連当事者リストを渡しておき、毎月、関連当事者取引の有無を確認することとし、該当する取引があった場合にはその内容及び契約書を添付して、「関連当事者取引報告書」の提出を義務付けます。

ハ．関連当事者取引の記載ルールが徹底できていなかったことにつきましては、以下の対応を行います。

ⅰ．関連当事者取引記載要領を作成し、記載の場合のルールを明確にします。

c.有価証券報告書の訂正について

（個別原因に対する再発防止策）

(a)担保に供している資産の注記の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(b)担保付債務の注記の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(c)当座貸越契約の注記の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(d)関係会社に係る注記の訂正

b.(b)の訂正に伴い訂正したものであり、b.(b)の記載内容と同様であります。

(e)子会社取引への保証の注記の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(共通原因に対する再発防止策)

イ．情報伝達の仕組が不十分であったことにつきましては、以下の対応を行います。

ⅰ．連結パッケージの見直しを行い、記入要領等を整備し、誤った記載がないようにします。

ⅱ．グループ会社の経理担当者のレベルアップと業務精度の向上のための研修会の開催を定期的に行います。

ロ．経理部門での確認方法が不十分であったことにつきましては、経理部門の強化策として、以下の対応を行います。

ⅰ．本社経理部門に公認会計士又はそれに準じた能力を有し、適時開示及び決算業務に十分なスキル及び経験のある人材を採用します。

ⅱ．グループ会社の経理担当者を本社経理部門の所属又は兼任とし、情報収集の円滑化と意思疎通の強化を図ります。

ⅲ．グループ会社の経理担当者のレベルアップと業務精度の向上のための研修会の開催を定期的に行います。

ⅳ．「適時情報開示マニュアル」を改訂し、有価証券報告書及び四半期報告書に関する表示のチェック・リストを利用することとし、記載事項の漏れ等を防止します。

ⅴ．開示資料のバックデータ等の系統だった整備をし、短時間に確認でき、確認時に誤りを発見しやすくします。

なお、a,b,c の全体に共通する、適時開示体制が不十分であったことにつきましては、現在後記「(3) b.適時開示体制の強化」に記載のとおり、強化策を実施しておりますが、経理体制の強化と併せて、以下の対応を行います。

ⅰ．本社経理部門に公認会計士又はそれに準じた能力を有し、適時開示及び決算業務に十分なスキル及び経験のある人材を採用します。

ⅱ．「適時情報開示マニュアル」を改訂し、有価証券報告書及び四半期報告書に関する表示のチェック・リストを利用することとし、記載事項の漏れ等を防止します。

ⅲ．内部監査室長が空席となっておりますが、十分なスキルと経験のある、有資格者を採用することにより、モニタリングの強化を図ります。

(3) 再発防止に向けた改善報告書提出（平成 24 年 8 月 14 日）までの改善措置等

以下に、今般の訂正に関連して、当社が、改善報告書提出までに実施している改善措置の実施状況等について記載いたします。なお、実線で囲んでいる部分は、平成 22 年 12 月 10 日提出の「改善状況報告書」に記載の内容であります。

また、下線の部分は、改善報告書提出（平成 24 年 8 月 14 日）以降の状況であります。

a.取引・契約に関わる意思決定プロセスの健全化

意思決定プロセスに関し、判断の基礎となる十分な調査を行なうとともに、監視機能

を充実させること及び組織全体のコンプライアンス意識を向上させることにより、再発防止を図ります。

(a)取引・契約に関わるもの

イ．取引・契約開始にあたっての調査及び評価・開始後の取引・契約の管理

取引・契約に関しては、コンプライアンス担当部署である「経営企画室」の機能強化を目的として、平成22年6月1日付で経営企画室に「与信管理担当者」を新たに配置しました。また、子会社のうち重点的に債権管理が必要な5社（株式会社東京理化工業所、株式会社ボン・サンテ、老松酒造株式会社、株式会社創育、株式会社なごみ設計）には各社経理部門に「与信管理責任者」を新たに配置しました。そして、既存の「コンプライアンス基本規程」「与信管理規程」「債権管理規程」について見直しを行い、その結果、「コンプライアンス基本規程」には法令遵守やコンプライアンス管理体制、担当責任者、役割等を明確にした内容を追加しました。子会社についても「コンプライアンス基本規程」を改定もしくは新たに制定し、上記子会社5社については、「与信管理規程」「債権管理規程」を改定もしくは新たに制定いたしました。

与信管理担当者は、「東理ホールディングスグループ与信管理マニュアル」（以下「マニュアル」という）の作成を行い、平成22年9月1日から運用を開始しました。この「マニュアル」はグループ全体に統一的に適用することとし、「決裁基準」に基づいて子会社の契約及び取引に関する取締役会決議事項（一定基準以上のもの）について、当社取締役会への報告や決裁を求める仕組みとすることでコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化も図りました。

平成22年9月1日以降、契約を伴う取引、貸付及び借入れ等に関し、取引先、貸付及び借入れ先に対し、以下の通り、契約及び取引の管理体制を強化いたしました。

i. 子会社への貸付に関して、「マニュアル」により貸付を実行する際のルールを明確にし、貸付金額の決裁基準を見直しました。具体的には、代表者の決裁基準を引き下げたことにより、取締役会で統制をとることができるようにしました。子会社への貸付を実行する際には、経営企画室長は子会社に対し、借入金申請書・返済計画表・子会社取締役会議事録もしくは子会社に稟議書を提出させ、借入金額や資金使途、返済計画について説明を求めています。そして、経営企画室長は申請が妥当であると判断すれば「決裁基準」に則し、稟議書を回覧し、代表取締役の決裁を得て貸付を実行、もしくは取締役会に決議事項として上記3点を提出し、取締役会の承認を得て貸付を実行するものといたします。また、資金不足が想定され、時期及び金額を流動的に決定しなければならないと判断される場合には、経営企画室長は、事前に貸付枠設定の承認を取締役会に諮ります。その後、貸付が必要となれば、稟議書により承認された貸付枠の範囲内で代表取締役の決裁を得て貸付を実行するように規程を改定いたしました。貸付金の管理として、与信管理担当者は、返済計画表通り入金されているかどうかを経理担当者が入金口座残高により作成した貸付管理台帳と照合し、その結果を一覧表にて経営企画室長に入金状況を報告しています。

ii. 当社からグループ子会社以外への貸付は、今後原則行わないこととといたしました。例えば取引先への貸付は行いません。また、子会社間の貸付や当社グループの役員・従業員への貸付は、原則、行わないこととといたしました。例外的に貸付を行う場合は、経営企画室で信用調査を十分に行い、担保の提供を求め、当社の取締役会で承認を得ることとしております。

iii. 銀行から借入を行う場合には、決裁基準に従い、原則として当社取締役会での承認もしくは稟議書による代表取締役の決裁後、借入を実行することとといたしました。借入に際しては、借入が経営上適切・妥当な相手先であるか及び金額・借入条件等についての合理性を十分検討して決定します。各社情報取扱責任者は、当社の経営企画室長に事前報告します。

iv. 銀行以外のノンバンクからの借入は、原則、行わないこととといたしました。例外的に借入を行う場合は、当社の取締役会で承認を得て実行することとしています。

また、「与信管理規程」「債権管理規程」「マニュアル」において新規取引や既存の取引・契約についても以下の通り、業務や見直しを行うことにより、リスクマネジメント体制の強化も併せて図りました。

i. 当社の債権管理については、与信管理担当者が、子会社等正常に返済がある債権一覧、滞留している債権一覧及び関係会社が保有する滞留債権の一覧を作成し、また、前渡金、預り金等の仮勘定についても、科目内訳書を作成し、経営企画室長に報告することとしています。経営企画室長は、月次で、入金状況の確認及び滞留債権については与信管理担当者に回収方法や方針を指示しています。経営企画室では滞留債権について回収作業をすると同時に、回収手段の事例集を作成し、子会社と共有できるようにしました。

ii. 子会社において新規取引を行う場合、各子会社の営業責任者は営業担当者が作成した取引先調査報告書や与信限度申請書を承認し、与信管理責任者に取引先についての状況を報告します。そして、与信管理責任者は、帝国データバンク等外部機関の信用調査報告書の総合評価などを基に取引の可否を判断します。また、仕入先についても同様に信用調査報告書等を入手し、取引するか判断し、最終的に「決裁権限基準」に基づき、決裁権限者の決裁を受け、取引することとしております。当社では、購入先もしくは業務委託先に対して取引を行う場合、与信管理担当者が帝国データバンクから信用調査報告書を入手し、「決裁基準」に基づき、稟議書もしくは取締役会の承認後、取引することとしております。

iii. 子会社における既存取引先の債権管理については、子会社の与信管理責任者は、与信限度額一覧と売掛残高一覧を比較することにより、管理業務を行っております。滞留や信用不安があれば速やかにその可能性の程度、原因を調査し、リスクの拡大を防止するために出荷停止、取引停止などの措置をとり、速やかな債権回収にあたります。

上記与信管理の一連の業務は、広義において財務諸表監査の対象とすべきものであると

考え、子会社４社（株式会社東京理化工業所、株式会社ボン・サンテ、老松酒造株式会社、株式会社創育）を含め「財務報告に係る内部統制」のプロセスの一つに組み込みました。平成22年９月１日付で「与信管理の内部統制」に係る「業務フロー」「業務記述書」「リスクコントロールマトリクス」を作成し、手順の整備を行いました。平成23年３月期第３四半期からの運用・評価の実施をしております。

a.(a)における「改善状況報告書」提出以降の状況につきましては、以下のとおりであります。

子会社への貸付については、現在までに複数件が発生しており、そのいずれにおきましても、決裁基準及び「マニュアル」のとおり運用しております。また、貸付時期及び金額を流動的に決定することが運用上適切と判断されるものについては、平成22年12月３日の取締役会において、子会社貸付限度額設定についての決議を行い、承認された貸付枠の範囲内で、稟議にて代表取締役の決裁を得て貸付を実行できるようにしました。さらに、特定の子会社（なごみ設計）への貸付について、運転資金の貸付が繰り返し発生しているので、同社が顧客から受取る約束手形を当社への担保とし、貸付を実行しております。

外部からの借入については、当社においてはありませんでしたが、子会社においては複数件発生しており、そのいずれにおきましても決裁基準及び「マニュアル」通り運用しております。

子会社間の債務保証について、決裁基準に従い、当社取締役会の承認がなされていなかったので、平成23年２月28日の取締役会で追認いたしました。また、子会社の銀行等による借入に対し、当社取締役会の承認がなされていなかったので、平成23年２月28日の取締役会で追認いたしました。平成23年２月25日のコンプライアンス委員会では、貸付借入、新規取引及び与信限度額の設定についての決裁区分を周知徹底いたしました。

子会社の新規取引先については、帝国データバンクの信用調査報告書等を参考に取引の可否を判断し、与信管理規程及び「マニュアル」に従い、取引を開始し、与信管理を行っております。子会社の既存取引先については、売掛金残高や与信限度額を毎月管理しておりますが、特定の子会社（老松酒造、ボン・サンテ）で与信限度額を超えた取引が多数発生してしまいました。老松酒造では、繁忙期であったために、与信限度額を超える取引が発生しましたが、適時に限度額の改定ができなかったためであります。今後は、10月から年末にかけて売上が増加する繁忙期には、過去の売上実績等を考慮し、与信限度額を適時に改定し、実際の売上との整合性をとった運用を行う予定です。また、ボン・サンテ（広域販売部）では、大多数を占める個人経営の飲食店からの、販売代金の振込遅延や金額不足により、限度額を超えるものが多数発生しました。今後限度額を超えての取引を防止するために、振込期限の遵守や代金回収の徹底を図り、限度額を超えている滞留先について

は、継続して監視するとともに、滞留債権の回収に努めます。

また、仕入先については、平成23年5月より子会社3社で新たに仕入限度額を設定し、特定の仕入先からの過剰仕入の有無など仕入先に対しても管理を行うこととしました。

当社の債権管理については、子会社等への貸付一覧、当社の滞留債権一覧、子会社の滞留債権一覧及び子会社の借入一覧を経営企画室長に毎月提出し、現状を報告しております。一部の当社滞留債権については、現在、法律事務所を通じて、回収活動を行っておりますが、未着手のものについては、今後具体的な回収計画を立て、実行する予定であります。

子会社の滞留債権については、売買基本取引契約書や支払状況などを整理し、配達証明付内容証明による支払通知や支払督促、民事調停等を行うなど債権回収を進めております。その事例を債権回収手続きとしてまとめました。

仮勘定については、毎月科目内訳書を各社作成しており、当社経営企画室へ報告がなされております。当社経営企画室では内訳書の内容を確認し、適切な科目への振替、早期の精算を促すための指導を行っております。

なお、(a)イ．iiに関連し、「改善状況報告書」提出以降に、社員に対する貸付が2件発生しておりますが、定められた手続に従い、取締役会での承認を得て実行しております。2件とも物的担保の提供は受けておりませんが、連帯保証人を立てており、内1件につきましては、完済しております。

なお、平成24年8月15日以降、子会社以外の法人1社に対して、資金の貸付が発生しておりますが、ルールに則り運用し、すでに完済されております。

(b)監視機能に関わるもの

イ．「コンプライアンス担当責任者の選任」及び「コンプライアンス委員会の設置（機能化）」

グループ全体における監視機能の強化に際し、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス経営のさらなる徹底が最重要課題であると考え、経営企画室に、平成22年6月1日付で「コンプライアンスマネージャ（リスクマネージャ）」を配置し、コンプライアンス委員会の事務局として機能するとともに、同じく平成22年6月4日付でコンプライアンス上重要と考えられる子会社8社（株式会社東京理化工業所、株式会社ポン・サンテ、老松酒造株式会社、株式会社創育、株式会社創研、株式会社なごみ設計、株式会社日本スウェーデン福祉研究所、株式会社ウィッツ）に「コンプライアンス担当責任者」（以下「担当責任者」という）を配置いたしました。担当責任者は各社の役員・幹部社員から登用しております。これら各社の担当責任者及び当社の取締役を委員とし、監査役、弁護士、公認会計士等のオブザーバーを含め、当社コンプライアンス担当役員を議長とする「コンプライアンス委員会」を平成22年7月6日付で立ち上げ、各種法令ならびに規程に則った、公平かつ公正なコンプライアンス経営の実現を目指す体制といたしました。また、株主様の質問等を直接お受けするべく、8社の社長には、平成22年6月25日付の当社の株主総会への出席を義務付け、8社の

社長全員が出席いたしました。今後も出席することとしております。このことにより、株主の皆様方に当社グループの理解を深めていただくとともに、さらなる投資活動の活性化に貢献できるよう努めております。

次に、「コンプライアンス基本規程」に定めております「コンプライアンス委員会」の開催は毎月一回とし、平成22年6月より、開催しております。本委員会にて、従業員へのコンプライアンス意識の浸透のために、各社においてコンプライアンス勉強会を実施し、コンプライアンス委員会においてその進捗状況の確認を行い、新設・改定を行った規程類についての周知、営業秘密に関するケーススタディなどを行いました。

なお、取り急ぎの命題であった、「財務報告に係る内部統制」のフレームワークの再構築については、コンプライアンス委員会で協議する計画でありましたが、委員会の主旨に鑑み、経営企画室、内部監査室、監査役にて行うことが、より適切であると判断し、これらの間で協議を行いました。内容に関しては、評価範囲の選定や前期の不備改善スケジュール等を協議し、取締役会での承認後、平成22年7月30日付で「内部統制システムの構築のための基本方針」を改定いたしました。また、「財務報告に係る内部統制」に関しましては、「財務報告に関する内部統制の整備及び運用についての基本方針」を平成22年7月1日に策定いたしました。併せて平成22年7月1日付で「東理ホールディングスグループ行動基準」(以下「行動基準」という)を道徳観・倫理観などの内容を追加し改定しました。平成22年9月1日付で企業の社会的責任を深く自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践することを目的とした「東理ホールディングスグループ倫理規程」の制定も行ない、グループ間での人材交流の項目を盛り込むことにより、グループ間での協力体制と幅広い人材育成を目指すことといたしました。また、「行動基準」及び「倫理規程」に基づき、グループ社員として、良識を重視し、ルールを守り、自ら行動する旨の「宣誓書」の提出をグループ全社員に義務付け、平成22年7月30日までに提出が行われました。これら行動基準の改定等を含めた業務は「経営企画室」が担当し、監査役会及び内部監査室と協力の下、平成22年6月10日付でコンプライアンスプログラムを構築いたしました。

a.(b)イにおける「改善状況報告書」提出以降の状況につきましては、コンプライアンス委員会に関しましては、当社コンプライアンス担当役員を議長、当社役員を委員とし、コンプライアンス上重要と考えられる子会社8社(株式会社東京理化工業所、株式会社ボン・サンテ、老松酒造株式会社、株式会社創育、株式会社創研、株式会社なごみ設計、株式会社日本スウェーデン福祉研究所、株式会社ウィッツ)のコンプライアンス責任者、弁護士、公認会計士等のオブザーバーを含め、実施しております。この内、委員は14名となっています。

同委員会では各種法令ならびに規程に則った、公平かつ公正なコンプライアンス経営の実現を目指し、毎月実施しております。

また、同委員会では各種法令ならびに規程に則った、公平かつ公正なコンプライア

ンス経営の実現を目指し毎月実施しております。また、実施した内容を末端まで周知徹底するため、グループ各社で勉強会を実施しております。

コンプライアンス委員会は平成24年7月31日現在、計26回実施しております。その内容といたしましては、コンプライアンスの重要性、内部者取引、個人情報保護法について、グループ行動基準やコンプライアンス・マニュアル、内部者取引、暴力団排除条例、安全衛生などについて、ケーススタディやディスカッションなどを行っております。

このコンプライアンス委員会を通じ、引き続き各種規程類やマニュアル類の整備及び各社でのコンプライアンス勉強会の促進を行うことにより、従業員のコンプライアンス意識の向上を行なっております。

また、社員宣誓書に関しましても新規に入社した従業員についても継続して収集しており、コンプライアンスカードの配布も行なっております。

これらの活動により、役員及び従業員にコンプライアンスの意識が一段と浸透していることをヒアリングにより確認しております。

平成24年8月15日以降も、引続きコンプライアンス委員会を開催しており、その状況に関しましては、5．（1）a.(a)ハに記載のとおりであります。

ロ.「内部監査室の強化」

内部監査室においては、従来、専任1名体制でありましたが、不十分なため平成22年7月26日付で、複数の会社の取締役、及び経理部門長、監査部門長等を経験しており、ガバナンス・J-SOX・会計・監査等における知識・経験が豊富な者を内部監査室長として採用し、専任2名体制といたしました。内部通報制度の運営所管部署でもあり、秘匿性を十分に確保できる体制を確立し、組織の強化を行いました。

また、内部監査室の強化の一環として、監査役、コンプライアンス担当責任者との連携及び監査法人との協力につきましては、以下のとおりであります。

まず、監査役との連携に関しましては、毎月開催の監査役会後に打合せの場を設け、双方の年間計画に基づく監査の実施状況等の報告、ガバナンス体制に関する意見及び情報の交換、財務報告及び開示情報の有効性に関する意見交換等を行なっております。また、社内における座席の配置においても、常勤監査役と内部監査室員が同室で隣接するよう配置し、日々のコミュニケーションの中で意見交換を行い、必要な情報を効率的かつ効果的に共有できる環境を構築しております。

次に、コンプライアンス担当責任者との連携に関しましては、主に、規程、マニュアルの制定、及び改定等の際に、適法性や業務内容との整合性、付帯するマニュアル等との整合性の確認等に協力して取り組んでおります。また、「財務報告に係る内部統制」の周知・徹底及び効率的な評価の実施においても協力して取り組んでおります。

次に、監査法人との協力に関しましては、主に「財務報告に係る内部統制」の変更・改善事項の詳細確認等において綿密な打合せを行ない、棚卸監査に関する情報

交換等を行なっております。また、グループ全体の与信管理を「財務報告に係る内部統制」の一環として監査する方針といたしましたので、その内容に関する確認等も行なっております。

内部監査室員の経験の不足を補う対策といたしましては、内部統制の継続的な実施と改善を目的として、ＯＪＴ（企業内教育・教育訓練）を実施しながら、ＣＩＡ（公認内部監査人）資格取得の講習を中心に、各種外部講習の受講を促し、知識の修得を図っております。

a.(b)ロにおける「改善状況報告書」提出以降の状況につきましては、以下のとおりであります。

監査役との連携に関しましては、当初は毎月開催の監査役会後に打合せの場を設けて報告並びに意見交換を行っておりましたが、より実効性・効率性を担保するため、常勤監査役が、適宜、固定資産監査並びに業務監査の立会いを実施するとともに、常勤監査役との間で必要な都度の報告並びに打合せ(毎月１回から２回)を行っております。

コンプライアンス担当責任者との連携に関しましては、当社及び子会社４社(株式会社東京理化工業所、株式会社ボン・サンテ、老松酒造株式会社、株式会社創育)の コンプライアンス担当責任者が各社の「全社的な内部統制」、「全社的な観点で実施する決算・財務報告に係る内部統制」及び「ＩＴ全般統制」の整備・運用状況の評価を実施する等、内部統制の構築に関して継続的に協力して取り組んでおります。

監査法人との連携に関しましては、平成 23 年 6 月 28 日開催の定時株主総会において、ＫＤＡ監査法人が正式に当社の会計監査人として承認されましたので、主に財務報告に係る内部統制に関しての意見交換並びに打合せを適宜実施しております。

また、内部監査室員は、監査法人による当社及び子会社のリスク評価に伴う往査や内部統制監査等に積極的に立会い、情報の共有、不備・問題点の改善等に関わっていくことにより連携を強めるとともに、併せて監査室員の知識及び技術の向上に努めております。

現在、退職により内部監査室長が空席となっておりますが、平成 24 年８月末までに十分なスキルと経験のある有資格者の人材を採用する予定であります。なお、平成 24 年７月 31 日現在、室員は１名であります。

その後、平成 24 年８月 20 日付で内部監査室長を採用しました。これらの状況につきましては、５．（１）a.b.c.に共通の再発防止策 iii. に記載のとおりであります。

b.適時開示体制の強化

十分な調査と事実に基づいた情報開示体制の確立及び関連当事者取引把握体制の強化により、再発防止を図ります。

(a)適時開示の目的

開示情報の執行において、開示の迅速性を十分に意識しつつ、対象となる情報を適切に識別して網羅的に収集すべく、また、情報漏洩及び業務の効率性に鑑み「適時情報開示マニュアル」を作成し、平成22年7月1日以降、当社各部署または各子会社の情報取扱責任者から経営企画室へ報告が行われ、開示担当者または開示補助者が株式会社東京証券取引所（以下「東証」という）の開示基準等に照らし、開示の必要性の有無を情報管理責任者へ報告し、情報管理責任者または取締役会の承認により開示を行い、開示補助者が開示資料及び当該根拠資料の保管を行う等一元的に管理いたしております。この経営企画室の長は平成22年6月25日付で代表取締役が兼任するものとし、「情報管理責任者」として会社情報及び適時開示情報すべてにおいて責任を有するものといたしております。また、「開示担当者」及び平成22年6月1日付で新たに指名された「開示補助者」は、TDnetにおける手続き及びその他処理業務にあたっております。グループ各社における情報収集においては、平成22年6月4日付で主要な子会社である株式会社東京理化工業所、株式会社ボン・サンテ、老松酒造株式会社、株式会社創育、株式会社創研、株式会社なごみ設計、株式会社日本スウェーデン福祉研究所、株式会社ウィッツに、各1名「情報取扱責任者」を任命し、情報収集と報告を義務付けました。開示体制の有効性を図ることにより、情報の適法性、正確性、公平性、公式性を確保するとともに、コーポレート・ガバナンスがさらに有効に機能する環境を構築いたしました。

また、当社においてリスク管理を目的に設立しておりました「リスク管理委員会」の制度上の位置付けの明確化のために、平成22年9月1日付で「リスク管理規程」を制定いたしました。同委員会は、リスク管理上重要な子会社8社（株式会社東京理化工業所、株式会社ボン・サンテ、老松酒造株式会社、株式会社創育、株式会社創研、株式会社なごみ設計、株式会社日本スウェーデン福祉研究所、株式会社ウィッツ）で選任された各1名の「リスク管理責任者」、当社取締役、監査役及び弁護士、公認会計士のオブザーバーにより、同委員会を構成いたしました。なお、「リスク管理責任者」の人選は、役員、幹部社員の中から行なっております。

この「リスク管理委員会」では、平成22年9月より毎月一回、潜在及び顕在化したリスクについて定期的に協議することにより、機能化を図っております。また、適時開示についてもリスク要因の一つであると捉え、「リスク管理委員会」で開示に関するリスク及び過去の開示において発生した問題点の継続的な分析を行なっており、当社のディスクロージャーに対する信頼性ならびに社会的な信頼及び評価の回復を目指しております。

証券取引に関する法令及び証券取引所の諸規則を遵守することに加え、株主・投　資家・地域社会をはじめとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、その適正な評価に資することを目的として、「情報開示基本規程」を当社（平成22年7月1日付で制定）のみならず主要な子会社を含めて、平成22年9月1日付で制定すると

ともに、適時情報開示のための情報伝達手順を示した「適時情報開示マニュアル」を同日付けで制定し、各情報取扱責任者とのコミュニケーションを密に図りつつ、情報の発生から開示に至るプロセスを明確化し、ディスクロージャーの信頼性及び正確性の確保を図ることといたしました。

(b)重要事実に関する情報が発生した場合の取扱について

重要事実に関する情報の取扱につきましては、発生事実、決定事実等のカテゴリーごとに、東証の開示項目が区分されておりますので、以下当該区分ごとに、「適時情報開示マニュアル」を引用して、その取扱について説明いたします。

イ．発生事実について

通常時の発生事実については、

ⅰ．発生部署または各子会社の情報取扱責任者から発生事実を経営企画室長（現 代表取締役副社長「以下同様」）である情報管理責任者に報告します。報告を受けた情報管理責任者は、関連情報の収集及び事実関係の確認を室員に指示または自ら行います。

緊急時の発生事実については、

ⅰ－１．発生部署または各子会社の情報取扱責任者から発生事実を情報管理責任者に報告します。

報告を受けた情報管理責任者は、関連情報の収集及び事実関係の確認を室員に指示または自ら行います。

ⅰ－２．それと同時に、発生部署または各子会社の情報取扱責任者は代表取締役社長へも報告を行います。

ⅰ－３．情報管理責任者は、監査役及び開示担当者もしくは開示補助者に発生事実の内容を説明します。

以下、通常時と緊急時共通になります。

ⅱ．関連情報等から開示補助者は、東証発行の「会社情報適時開示ガイドブック」を反映させた当社作成の「適時情報開示マニュアル付表」である適時開示等に関する開示金額基準により定量的基準による開示の必要性の有無を確認し、適時開示確認書または開示不要確認書を作成し、関連資料及び適時開示等に関する開示金額基準を添付し開示担当者へ報告します。開示担当者は、関連情報等及び適時開示等に関する開示金額基準により開示補助者の報告内容の確認を行い、情報管理責任者に定量的基準による開示の必要性の有無を報告します。

ⅲ．これと平行して開示補助者は、開示が必要と報告した発生事実について開示資料の原案を作成し、開示担当者の確認を求めます。

ⅳ．開示担当者は、開示資料の原案を内部監査室、監査役に検討してもらいます。情報管理責任者は、開示担当者からの定量的基準による開示の必要性の有無と質的な重要性を考慮し、開示の必要性の有無を判断します。情報管理責任者は、開示の必要性の有無の判断や正確性と適法性確保に際して、会計的確認が必要な事項については監査法人に、法的確認が必要な事項については弁護士に、それぞれ積極的に相談を行いアドバイスやチェックを受けます。

v．情報管理責任者は、代表取締役社長へ開示の必要性の有無の報告を行います。

vi．情報管理責任者は各取締役及び監査役へ開示資料の内容について協議を行い、開示資料の修正が必要なときは開示補助者に修正事項の指示を行います。開示補助者は開示資料を修正し、開示担当者及び情報管理責任者へ修正後の開示資料の確認を求めます。

vii．開示担当者及び情報管理責任者は修正後の開示資料をチェックし、修正内容に間違いがないことを確認し、情報管理責任者は東証へ開示資料の確認を依頼します。

viii．東証の開示資料の確認終了後、開示担当者または開示補助者は TDnet にて開示資料の開示を行います。東証のホームページで開示資料が開示されたことを確認し、当社ホームページに開示資料の掲載を行います。

ix．開示不要となった発生事実については、開示不要確認書とその根拠資料を各取締役、監査役、内部監査室に回覧しファイルします。

ロ．決定事実について

i．各子会社の情報取扱責任者が取締役会付議情報を経営企画室長である情報管理責任者に報告します。報告を受けた情報管理責任者は、関連情報の収集及び事実関係の確認を室員に指示または自ら行います。

ii．開示補助者が「適時情報開示マニュアル付表」における適時開示等に関する開示金額基準により開示の必要性の有無を確認し、適時開示確認書または開示不要確認書を作成し関連資料を添付し、開示担当者に確認を依頼する。開示担当者は確認後、代表取締役兼経営企画室長である情報管理責任者に報告を行います。

iii．これと平行して開示補助者は、開示が必要と報告した決定事実について開示資料の原案を作成し、開示担当者に確認を求めます。

iv．開示担当者は、開示資料の原案を作成し、内部監査室、監査役の確認を受けます。情報管理責任者は、開示の必要性の有無の判断や正確性と適法性確保に際して、会計的確認が必要な事項については監査法人に、法的確認が必要な事項については弁護士に、それぞれ積極的に相談を行いアドバイスやチェックを受けております。

v．情報管理責任者は、開示の必要があると認めたときは、速やかに社長へ報告を行います。

vi．報告すると共に取締役会を招集し取締役会の決議を受けます。

vii．取締役会決議後、情報管理責任者は、東証へ開示資料の確認を依頼します。

viii．東証の開示資料の確認終了後、開示担当者または開示補助者は TDnet にて開示資料の開示を行います。東証のホームページで開示資料が開示されたことを確認し、当社ホームページに開示資料の掲載を行います。

ix．開示不要となった決定事実については、開示不要確認書とその根拠資料を各取締役、監査役、内部監査室に回覧しファイルします。

ハ．決算情報について

ⅰ．各部門及び各子会社より、定量的情報及び定性的情報が経営企画室へ提出されます。

ⅱ．経営企画室において、経理担当者及び経理責任者は上記ⅰ．の情報について試算表と科目内訳書の照合を行います。その後、経理担当者は連結資料及び開示資料の作成を行い、経理責任者が確認し、最終的に経営企画室長である情報管理責任者が承認を行います。

ⅲ．上記ⅱ.で作成した連結資料及び開示資料について監査役、監査法人、内部監査室の確認を受けます。

ⅳ．情報管理責任者は、決算情報について取締役会に提出し承認を受けます。

ⅴ．承認を受けた決算情報を、開示担当者または開示補助者は TDnet にて開示を行います。東証のホームページで開示資料が開示されたことを確認し、当社ホームページに開示資料の掲載を行います。

その他、当社としましては、以下の事項を実施してまいります。

適時開示規則に該当しない軽微な情報であっても、投資家の皆様方にとって有益であると判断した情報、当社を理解していただくための重要な情報については積極的に開示するものとしております。

東証より開示の指示を受けた場合は、上記に係らず、速やかに開示するものとしております。

開示の必要性がないと判断された情報に関しては、その結論に至った経緯及び根拠を明文化し、保存することとしております。

緊急事態の体制に関しては、「危機管理規程」を平成 22 年９月１日付で改定し、これに則した「緊急時対応マニュアル」を同日付で制定し、同日開催の「リスク管理委員会」にて周知を行ないました。当社とリスク管理上重要な子会社８社（株式会社東京理化工業所、株式会社ボン・サンテ、老松酒造株式会社、株式会社創育、株式会社創研、株式会社なごみ設計、株式会社日本スウェーデン福祉研究所、株式会社ウィッツ）において、緊急連絡網を作成し、緊急事態への対応体制を構築しております。

整備した開示体制の実効性を確保する為に、平成 22 年 10 月以降、「適時開示に係る確認書」によりチェックする体制を構築し、情報収集、分析・判断、公表の全てのプロセスにおいて、監査役ならびに内部監査室によるモニタリング及び評価を実施しております。

適時適切な開示がなされるように、監査役及び内部監査室による恒常的なモニタリングを実施することといたしました。

(c)監査役によるモニタリング

イ．①稟議書に常勤監査役の閲覧印欄を設けること及び②開催日時の調整により、極力全監査役が定例・臨時全ての取締役会に出席することにより開示すべき「決定事実」及び「決算」等の重要事実である会社情報の開示漏れの防止を図ることといたしました。

ロ．開示担当部門から常勤監査役へ適時開示情報に係る「確認書」または「開示不要確認書」（開示資料(案)または開示不要と判断される情報に当該根拠資料を添付）を常勤監査役へ回付することにより、常勤監査役が開示の時期・内容の適切性評価を行い不備があれば事前に改善する体制を確保することといたしました。

ハ．開示担当部門から月次ベースで開示すべき情報の網羅性の自己審査結果を記載した「月度適時開示確認書」を常勤監査役に回付することにより、開示すべき情報の網羅性を定期的に見直す体制の確保を図ることといたしました。

また、日常的に情報が伝達されることを確保するため、常勤監査役は、原則「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」に出席し、適時開示を含めて広くコンプライアンスに関する情報の相互伝達及びコンプライアンスに係る経営者の業務執行の監査を行っております。

これらにより、経営者の業務執行の監査の強化とともに、監査役は業務執行機関から独立した立場であることから、より公平性、遵法性の高い情報開示を積極的に行うよう促すことを図ることといたしました。

(d)内部監査室によるモニタリング

イ．当社は、「適時開示体制の強化」を「財務報告に係る内部統制」における主要改善策の１つであるとの認識に立ち、「財務報告に係る内部統制」の整備・運用の評価に際して、開示体制が有効に整備・運用されているかを「財務報告に係る内部統制の評価及び評価の基準ならびに同実施基準」に基づいて平成23年３月期中に改善・構築を図ることとしました。

ロ．上記の監査役のモニタリングと同様に、開示担当部門から内部監査室へ適時開示情報に係る「確認書」または「開示不要確認書」（開示資料(案)または開示不要と判断される情報に当該根拠資料を添付）を回付することにより内部監査室が開示の時期・内容の適切性評価を行うことにしました。具体的には、「有価証券上場規程」、「有価証券上場規程施行規則」及び「会社情報適時開示ガイドブック」に基づき、遵法的に手続き及び業務が実施されているかどうか、二重チェックを実施することにより、不備があれば事前に改善する体制を確保することとしました。

ハ．また、上記の監査役のモニタリングと同様に、開示担当部門から月度ベースで開示すべき情報の網羅性の自己審査結果を記載した「月度適時開示確認書」を内部監査室に回付することとし、二重チェックを実施することにより、開示すべき情報の網羅性を定期的に見直しする体制の確保を図ることとしました。

これらにより、情報の欠落等の監視をするとともに、何らかの改善を要する事態において、的確な改善提案が実施される体制の確保を図ることとしました。

また、グループ各社に適時開示に関する定期的な研修及び最低年１回の社員集会における適時開示の重要性についての説明を義務付けることといたしました。研修についてはリスク管理委員会において４回実施しており、社員集会は年内に行う予定であります。

平成22年9月1日のコンプライアンス及びリスク管理委員会において、グループ各社の情報取扱責任者に対して「情報伝達から開示まで」のプロセスの説明を含めて、当社情報管理担当者から情報開示規程及び適時情報開示マニュアルに対する説明を実施し、開示体制の有効性の確保に対する理解啓蒙を促しました。

今年内に、グループ各社の情報取扱責任者を核として、グループ各社で適時開示に関する個別研修が予定されており、グループ各社の研修の内容については、同情報取扱責任者を通じて当社経営企画室に報告され、今後の当社グループの開示体制の改善に反映されることとなっております。

これらにより、グループ各社の社員全員に周知徹底し、理解啓蒙を促すこととしました。

また、グループ全体としての「情報開示基本規程」及び「適時情報開示マニュアル」の実効性の確保のために、平成22年10月28日作成の「適時開示等に係る確認書」にて確認作業をすることとし、グループ各社から月次での適時開示情報の網羅性の確保を図っております。

b.(a)~(d)における「改善状況報告書」提出以降の状況は、以下のとおりであります。

開示情報の執行において、開示の迅速性を十分に意識しつつ、対象となる情報を適切に識別して網羅的に収集すべく「適時情報開示マニュアル」に従い、重要な子会社8社（株式会社東京理化工業所、株式会社ボン・サンテ、老松酒造株式会社、株式会社創育、株式会社創研、株式会社なごみ設計、株式会社日本スウェーデン福祉研究所、株式会社ウィッツ）は適時開示情報の決定時及び発生時に適時開示情報報告書により当社経営企画室に報告されております。また、実効性及び網羅性を確保する為に、平成22年10月以降、「月度適時開示等に係る確認書」の作成及び提出がなされております。

平成22年9月より毎月一回、「リスク管理委員会」を開催しております。その中で適時情報開示の勉強会を実施しており、その内容としましては、東証発表の「業績予想開示に関する実務上の取扱いの見直し方針について」、証券取引等監視委員会HPより「内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告について」、東証発表の「平成24年3月期第3四半期決算短信発表状況の集計結果について」などについて説明を行い、併せて情報の正確性、発表前の情報の秘匿性、発表までの迅速性などについても必要性を説明しております。

適時開示に関する社員集会については、平成22年12月から平成23年1月及び平成24年4月から平成24年5月の間に、各子会社において全社員を対象に適時開示に関する勉強会を実施しております。勉強会の内容は、「適時開示の必要性について」、「情報開示基本規程」・「適時情報開示マニュアル」の読み合わせ及び「インサイダー取引について」となっております。参加者等に関しては、各子会社より勉強会の議事録を取寄せて確認をしております。

監査役ならびに内部監査室によるモニタリング及び評価については、「コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会」（同時開催）を継続的に実施しておりますが、常勤監査役及び内部監査室（平成24年2月までは室長及び室員、それ以降は室員）はほぼ全てに出席

をしております。欠席の場合には、当社コンプライアンス・マネージャーよりメールにて送付される委員会資料及び議事録を閲覧またはヒアリングすることにより確認しております。

また、平成22年10月1日以降の確認書・開示不要確認書及び月度適時開示確認書につきましても、全てにおいて常勤監査役、内部監査室が有効性の評価を行っており、不備、改善件数はございません。

なお、これまでは、適時開示情報に係る「確認書」または「開示不要確認書」（開示資料(案)または開示不要と判断される情報に当該根拠資料を添付）を回付することによりモニタリング及び評価を実施しておりましたが、回覧することによる時間の非効率性及び開示前の情報・文書を回覧することによる情報漏洩の危険性に鑑み、よりセキュリティー効果の高い電子メールで各モニタリング実施者へ一斉送付を平成24年4月11日以降行うことと致しました。各実施者が各自で資料を保存することにより、開示及び非開示の判断後もそれぞれが独自のモニタリングを継続的に行うことができ、より公平性、遵法性の高い情報開示を積極的に行なうよう促す体制の強化につながると考えております。

平成24年8月15日以降も、上記に記載の運用を引続き継続しております。

(e)関連当事者取引把握体制の強化

平成22年12月10日提出の「改善状況報告書」に記載のとおり、関連当事者取引の把握につきましては、以下の手順で行なっております。

開示及び関連当事者取引の把握につきましては、経理部門が担当しておりますが、従来、責任者1名、担当者1名の2名体制であり、関連当事者についての知識、関連当事者の判定についての必要な資料の収集を含む体制に不備がある状況でありました。これに対応すべく、関連当事者取引把握のための業務を系統化するとともに、平成22年10月に経験豊富な経理課長1名を増員し3名体制といたしました。

また、監査役ならびに内部監査室によるモニタリング及び評価の実施対象としております。

さらに、「関連当事者把握のためのマニュアル」を作成し、関連当事者取引の把握につきましては、以下の手順で行うこととといたしました。なお、この手順につきましては、平成23年3月期本決算から適用することとなり、現在は四半期決算で当該手順により関連当事者取引を正確に、かつ、網羅的に把握できるかを検証しているところであります。

イ．連結子会社等の把握

経理担当者が、株式の保有比率・被保有比率データについて確認し、連結子会社等の範囲の変更の有無を確認すると共に連結の範囲及び持分法の適用範囲等の判定リストを確認します。その上で、関連当事者取引の対象となる法人を特定し、経理責任者の確認を受けます。

ロ．関連当事者の把握

経理担当者は、上記イ．の資料及び中央三井信託銀行からの大株主名簿等により関連当事者取引に関する開示まとめシートを作成し関連当事者を特定し、経理

責任者の確認を受けます。

ハ. 関連当事者取引の確認

情報管理責任者は、主要株主・役員等との取引について、各々への確認書により、取引の状況を確認します。確認書の依頼の際、関連当事者の意義、２親等以内の親族の範囲について各取締役・各監査役に説明します。

ニ. 契約書の確認

経理担当者は、当社及び各子会社の契約書リストをコピーし該当箇所にマーカーで印をつけ、該当契約書をコピーします。稟議書リストをコピーし当該箇所にマーカーで印をつけ、当該稟議書をコピーします。取締役会議事録リストをコピーし当該箇所にマーカーで印をつけ、当該取締役会議事録をコピーします。経理担当者は、各リスト及び資料が揃っていることを確認し、関連当事者確認資料チェック・リストにチェックを行い、ファイルします。経理責任者及び情報管理責任者は、関連当事者確認資料チェック・リストを基に各リスト及び資料の確認を行います。

ホ. 総勘定元帳の確認

経理担当者は、当社及び各子会社の元帳をデータ出力し、関連当事者取引に該当する取引を抽出します。抽出した関連当事者取引について、個別財務諸表において注記事項となるもの、連結財務諸表において注記事項となるものに区分をします。経理責任者は、抽出した結果を元に、契約書等と確認し関連当事者取引の網羅性を確認します。

ヘ. 短信原稿の作成及びチェック・リストによる確認

経理担当者、経理責任者及び情報管理責任者が、関連当事者に関するチェック・リストによる確認を行います。

b.(e)における「改善状況報告書」提出以降の状況につきましては、以下のとおりであります。

関連当事者取引の把握に関しましては、平成23年3月期及び平成24年3月期について、「関連当事者把握のためのマニュアル」に則って関連当事者取引について把握を行っております。

また、平成23年3月及び平成24年3月の取締役会後の役員研修会において監査役を含む全役員に対して、関連当事者取引について説明を行い、主要株主・役員等との取引について確認書の提出依頼を行いました。

c.役員のガバナンス改善

各役員及び役員会のガバナンスに関する取組みの質的向上により、再発防止を図ります。

(a)役員の意識及び知識の向上

役員の職務上の義務等を含めた知識については、平成22年12月10日提出の「改善状況報告書」に記載のものを含め、以下のとおりであります。

弁護士資格を有する常勤監査役及び社外の講師等により、レクチャー及び勉強会を実施することにより、役員の意識向上の徹底を図っております。

具体的には、以下の項目について平成22年7月より原則として毎月一回のペースで実施いたしております。

【取締役及び監査役】

・取締役の権利及び義務について（平成22年7月30日実施）
・取締役及び取締役会について（平成22年9月1日実施）
・監査役及び監査役会について（平成22年9月29日実施）
・コーポレート・ガバナンスの昨今の潮流について（企業倫理を含む）（平成22年10月28日実施）

c.(a)における「改善状況報告書」提出以降の状況につきましては、以下のとおりであります。

役員向け研修会の開催状況は以下のとおりであり、役員の意識及び知識の向上を進めております。

・当社の改善業務進捗状況について（平成22年11月26日実施）
・内部通報制度について（平成23年1月31日実施）
・包括利益について（平成23年2月28日実施）
・関連当事者取引と過年度遡及会計基準について（平成23年3月31日実施）
・改善報告書及び経緯書提出にいたった原因及び再発防止策についての総括（1）（平成23年4月28日実施）
・改善報告書及び経緯書提出にいたった原因及び再発防止策についての総括（2）（平成23年5月30日実施）
・内部通報制度の構築・運用に関する役員の義務と責任（平成23年7月28日実施）
・従業員不正に対する取り組み（平成23年9月29日実施）
・企業不祥事と取締役の監視義務（平成23年11月22日実施）
・インドネシア進出について（平成24年1月31日実施）
・ＢＣＰ（事業継続計画）について（平成24年2月29日実施）
・内部統制システムの構築義務について（平成24年3月29日実施）
・業務改善状況について（平成24年4月26日実施）

平成24年8月15日以降も、役員向け研修会を引続き実施しており、その状況は、5.（1）a.(a)ハに記載のとおりであります。

(b)取締役会及び監査役会の活性化

取締役会及び監査役会の活性化につきましては、平成22年12月10日提出の「改善状況報告書」に記載のとおり、以下を実施しております。

取締役会につきましては、平成22年2月19日開催の当社臨時株主総会をもちまして、旧代表取締役でありました福村康廣が退任するとともに、新任の取締役2名を迎えることとなり、経営体制を刷新いたしました。これにより、ワンマン体制から、民主的な経営体制に転換しております。また、監査役会につきましては、平成22年6月25日開催の当社定時株主総会において、企業法務に通じた弁護士資格を有する常勤監査役(社外監査役)を迎え、取締役や監査役の教育研修をはじめ、専門知識を活かしての個別業務への助言や取締役会及び監査役会の活性化に資するとともに、コンプライアンス及びガバナンス等に関する仕組の強化及びその適正な運用へ寄与しております。

取締役会及び監査役会の活性化につきましては、活性化の度合いが分かるようにチェック・リストを作成し（取締役会：平成22年7月30日付、監査役会：平成22年9月1日付)、取締役においては審議に関する具体的な評価を行い、不備事項があれば改善案を策定するとともに、記録として残すことといたしました。

具体的な評価項目としては、取締役会につきましては、説明の十分性、資料の十分性、調査・検討の十分性、審議状況を反映させたものといたしました。取締役会につきましては、平成22年7月開催分から本チェック・リストを導入しており、評価が一定レベルを下回った議案については再審議することといたしております。本リストの導入により、取締役会においては、各議案の具体的な項目を評価されることから、必要十分な審議が行われなければ、再審議となるため、審議を軽んじる可能性に対する抑止効果となっております。また、監査役におきましては、取締役の業務執行についての監視機能を具現化するためのツールになるとともに、低い評価となることは、結果として監視機能が効果を発揮していないことを表明することとなるため、監視機能強化を促すこととなっております。結果として、導入前に比べ、審議の状況は、活発化されております。監査役会に関するチェック・リストつきましては、開催状況、職務の履行状況、取締役の監視、審議状況等を反映させたものといたしました。チェック・リストの導入により、月々の監査業務に関し、自ら評価することによって業務内容のレビューともなり、より系統だった監査業務の遂行に役立っております。また、実質的な審議の内容を、事後的に確認できるように、議事録に記載いたしております。

c.(b)における「改善状況報告書」提出以降の状況につきましては、以下のとおりであります。

平成22年11月より、子会社の取締役会にも同様のチェック・リストを導入するとともに、評価が一定レベルを下回った議案については再審議することといたしております。これにより子会社の取締役会の活性化も当社と同レベルになるとともに、活性化の必要性についての意識の共有化を図っております。なお、現在のところ、評価が下回り再審議となった議案はございません。

平成 23 年６月開催の定時株主総会にて検事経験があり、現在弁護士である人材を監査役として迎え、さらなるガバナンスの強化を図りました。

なお、平成 24 年４月２日に当社の筆頭株主であります、福村より、自身を含む、取締役４名、監査役１名の選任に関する株主提案についての書面を受領いたしました。当社といたしましては、株主提案を支持することといたしましたが、その条件として、コンプライアンス及びガバナンスの維持は必須であると考えておりました。提案後の話し合いで、同氏より、これに関する確約が得られました。平成 24 年６月 27 日開催の当社定時株主総会及びその後の取締役会において、同氏は当社代表取締役社長に選任されております。当社は、福村を含む全ての新任役員に、平成 22 年５月 27 日提出の「改善報告書」及び平成 22 年 12 月 10 日提出の「改善状況報告書」の内容を遵守し、当社のコンプライアンス及びガバナンスの維持・向上に努める旨の確認書を得ております。また、代表取締役社長就任後におきましては、自らの経験を踏まえ、コンプライアンス及びガバナンスの重要性についての認識は、以前とは一変しており、取締役会におきましても、コンプライアンス及びガバナンスを重視した経営をする旨の発言をしております。また、コンプライアンス委員会につきましても、積極的に参加すると共に、自ら提案等も行なっております。

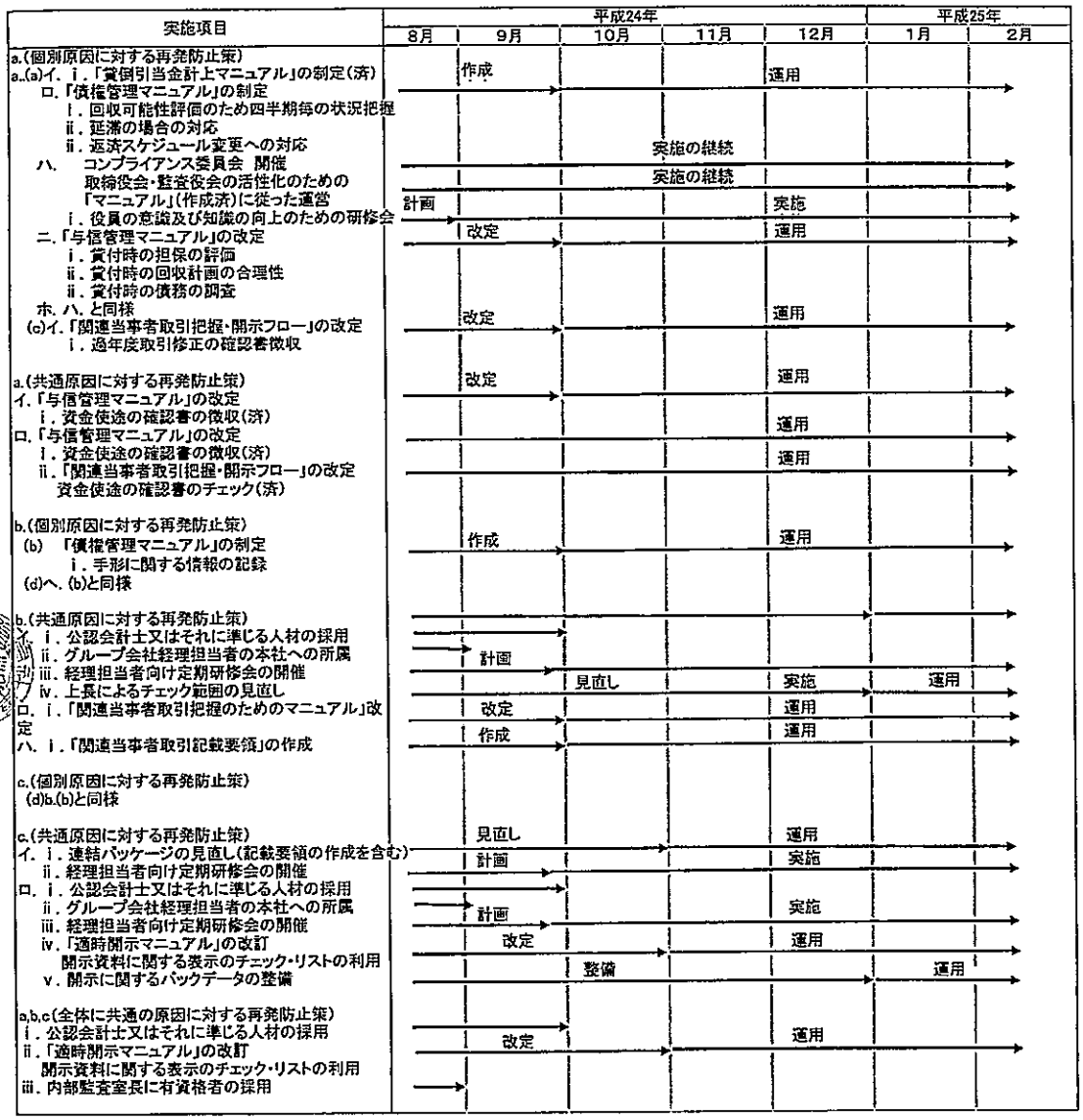
平成 24 年６月 27 日開催の当社定時株主総会にて、２名の監査役が追加で選任されておりますが、１名は監査業務の経験がある公認会計士であり、もう１名は公認会計士資格を有する弁護士であります。その後の監査役会にて前者が常勤監査役に選任されております。このような、監査体制により、今般の不適正開示の再発防止策の実施に向けた監視機能は、強化されるものと考えております。

上記のような状況に鑑み、以前のようなワンマン体制による、コンプライアンス及びガバナンスに対する認識が不十分な経営体質に戻ることはなく、今後ともガバナンス重視の企業体質を定着させるべく、必要な措置を講じる所存であります。

平成 24 年８月 15 日以降も、取締役会にはチェック・リストを引続き適用しております。また、監査役の状況につきましては、５．（１）a.(a)ハに記載のとおりであります。

（4）改善措置の実施スケジュール

改善措置に関する実施スケジュールは、下記のように計画しております。



３．その後の訂正１

当社は、平成 24 年９月７日に有価証券報告書等を訂正いたしましたが、訂正の内容等につきましては以下のとおりであります。

（１）過年度決算訂正の内容

d.有価証券報告書の訂正について

(a)連結財務諸表の注記ののれん及び負ののれん表示の金額の訂正

平成 23 年２月 22 日付の平成 21 年３月期有価証券報告書の訂正において、622,181 千円から 622,188 千円に訂正いたしました。

平成 24 年８月１日付の訂正では、この項目は訂正対象ではありませんでしたが、平成 23 年２月 22 日付の訂正前の記載内容である 622,181 千円となっていました。このため 622,188 千円に訂正いたしました。

(b)連結財務諸表の注記の貸付有価証券の金額の訂正

平成 23 年２月 22 日付の平成 21 年３月期有価証券報告書の訂正において、81 百万円から 111 百万円に訂正いたしました。

平成 24 年８月１日付の訂正では、この項目は訂正対象ではありませんでしたが、平成 23 年２月 22 日付の訂正前の記載内容である 81 百万円となっていました。このため 111 百万円に訂正いたしました。

(c)財務諸表の注記の手形割引債務保証の金額の訂正

平成 24 年８月１日付の平成 21 年３月期有価証券報告書の訂正において、平成 20 年３月期（前期分）の訂正後の数値を 348,540 千円と訂正すべきところ、345,840 千円と誤って記載したため、訂正いたしました。

(d)関連当事者取引の訂正

イ．実態として存在しないエデュケーションコンサルタントに対する株式の貸付の記載の訂正漏れ

平成 24 年８月１日付の平成 21 年３月期有価証券報告書の訂正において、平成 20 年３月期（前期分）の訂正後の取引について、株式の貸付を削除すべきところ、665 百万円と誤って記載したままであったため、削除いたしました。

ロ．今井氏への貸付金についての訂正漏れ

平成 24 年８月１日付の平成 23 年３月期有価証券報告書の訂正において、今井氏への貸付金のうち、270 百万円は実質ＥＣ社への貸付と見なしていた部分の削除が漏れていましたので、削除いたしました。

（２）過年度有価証券報告書を訂正するに至った経緯

d.有価証券報告書の訂正について

(a) 連結財務諸表の注記ののれん及び負ののれん表示の金額の訂正

平成 24 年８月１日付の訂正において、直近までの訂正が反映されていない原稿に訂正を加えたものであります。これは平成 24 年８月１日付の訂正後の当社における再確認の作業の中で、発見されたものであります。

平成 22 年３月期有価証券報告書、過去の訂正報告書、のれん集計表を確認し訂正を行いました。

(b)連結財務諸表の注記の貸付有価証券の金額の訂正

平成 24 年８月１日付の訂正において、直近までの訂正が反映されていない原稿に訂正を加えたものであります。これは平成 24 年８月１日付の訂正後の当社における再確認の作業の中で、発見されたものであります。

平成 22 年３月期有価証券報告書、過去の訂正報告書、投資有価証券勘定明細、株券消費貸借管理台帳を確認し訂正を行いました。

(c) 財務諸表の注記の手形割引債務保証の金額の訂正

平成 24 年８月１日付の訂正において、転記間違いが発生したものであります。これは、平成 24 年８月１日付の訂正後の当社における再確認の作業の中で、発見されたものであります。

平成 21 年３月期有価証券報告書、過去の訂正報告書、子会社連帯保証内容集計表を確認し訂正を行いました。

(d)関連当事者取引の訂正

イ．実態として存在しないエデュケーションコンサルタントに対する株式の貸付の記載の訂正漏れ

平成 24 年８月１日付の訂正において、転記漏れが発生したものであります。これは、平成 24 年８月１日付の訂正後の当社における再確認の作業の中で、発見されたものであります。

訂正決算短信、平成 20 年３月期有価証券報告書を確認し、訂正を行いました。

ロ．今井氏への貸付金についての訂正漏れ

平成 24 年８月１日付の訂正において、転記漏れが発生したものであります。これは、平成 24 年８月１日付の訂正後の当社における再確認の作業の中で、発見されたものであります。

訂正決算短信、平成 23 年３月期有価証券報告書を確認し、訂正を行いました。

（３）不適切な情報開示等を行った直接的原因（問題点）

d.有価証券報告書の訂正について

(a) 連結財務諸表の注記ののれん及び負ののれん表示の金額の訂正

イ．過去の訂正原稿の管理が不十分でありました。

ロ．訂正時に上長による十分なチェックがなされていませんでした。

(b) 連結財務諸表の注記の貸付有価証券の金額の訂正

イ．過去の訂正原稿の管理が不十分でありました。

ロ．訂正時に上長による十分なチェックがなされていませんでした。

(c) 財務諸表の注記の手形割引債務保証の金額の訂正

イ．訂正時に上長による十分なチェックがなされていませんでした。

(d)関連当事者取引の訂正

イ．実態として存在しないエデュケーションコンサルタントに対する株式の貸付の記載の訂正漏れ

訂正時に上長による十分なチェックがなされていませんでした。

ロ．今井氏への貸付金についての訂正漏れ

訂正時に上長による十分なチェックがなされていませんでした。

（4）再発防止に向けた今後の改善措置

d.有価証券報告書の訂正について

（個別原因に対する再発防止策）

(a) 連結財務諸表の注記ののれん及び負ののれん表示の金額の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(b) 連結財務諸表の注記の貸付有価証券の金額の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(c) 財務諸表の注記の手形割引債務保証の金額の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(d)関連当事者取引の訂正

イ．実態として存在しないエデュケーションコンサルタントに対する株式の貸付の記載の訂正漏れ

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

ロ．今井氏への貸付金についての訂正漏れ

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

（共通原因に対する再発防止策）

イ．過去の訂正原稿の管理が不十分であったことにつきましては、以下の対応を行います。

ｉ．過去の決算短信及び有価証券報告書等について、期毎に訂正原稿を含めてファイリングすることにより、データの抜けがないように管理をするものとします。

ロ．訂正時に上長による十分なチェックがなされていなかったことにつきましては、以下の対応を行います。

ｉ．ダブルチェックを確認時の手順として徹底し、確認済みの印を残すものといたします。

（5）改善措置の実施スケジュール

改善措置に関する実施スケジュールは、下記のとおりであります。

実施項目	平成24年					平成25年	
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
その後の訂正1 d.(共通原因に対する再発防止策) d.(d)イ. 過去の訂正原稿の管理の徹底 ロ. 訂正時の手順としてダブルチェックを行い記録を残す	実施→				実施		

4．その後の訂正2

平成24年11月12日及び13日に過年度の決算短信及び有価証券報告書等の訂正をいたしましたが、訂正の内容等につきましては以下のとおりであります。

（1）過年度決算訂正の内容

e.決算短信の訂正について

(a)連結及び個別貸借対照表の長期未収入金、破産更生債権等及び貸倒引当金の訂正

平成23年3月期の長期未収入金（期末を除く）又は破産更生債権（期末）、平成24年3月期（期末を除く）の破産更生債権を28百万円減少、併せて平成23年3月期及び平成24年3月期（期末を除く）の貸倒引当金をそれぞれ28百万円減少させました。

f.有価証券報告書等の訂正について

(a)連結及び個別貸借対照表の長期未収入金、破産更生債権等及び貸倒引当金の訂正

e.に記載の決算短信の訂正と同様の要因による訂正をいたしました。それに、伴い税効果関係の注記のうち、繰越欠損金及び貸倒引当金超過額の金額の訂正を行いました。また、平成23年3月期の「引当金明細」の注記に転記ミスがありましたので、その部分を取り下げて、平成24年11月30日に訂正を行いました。

（2）過年度の決算短信及び有価証券報告書等を訂正するに至った経緯

e.決算短信の訂正について

(a) 連結及び個別貸借対照表の長期未収入金、破産更生債権及び貸倒引当金の訂正

当社は、平成24年7月31日及び同年8月1日付で、過年度の決算短信及び有価証券報告書等の訂正を行いました。訂正の主な内容は、平成22年3月期までの過年度の貸付金等の貸倒引当金計上時期の変更であります。この貸倒引当金計上時期の変更にともない、変更対象であった貸付金に対応する未収利息を取消すとともに、取消した未収利息に対応する貸倒引当金も取消の形で変更いたしました。この際、訂正前に平成22年3月期までで、訂正対象となった全ての貸付金等に対する貸倒引当金計上が完了しており、平成22年6月から平成23年12月までの、貸借対照表上の未収入金（28百万円）及び貸倒引当金（28百万円）に影響が残りますが、会計監査人と協議の上、損益、総資産及び純資産に影響がなく、数値的にも重要性の基準を下回ることから、訂正を行わないこととといたしました。

しかしながら、その後、平成23年3月期有価証券報告書の引当金明細書表の貸倒引当金の前期末残高と訂正後の平成22年3月期有価証券報告書の連結及び個別貸借対

照表の貸倒引当金の数値が一致しないことから、表記上の整合性に矛盾が生じるため、訂正をするべきと判断し、これに関連した訂正を行うことといたしました。主な訂正内容は、貸借対照表の長期未収入金（平成 23 年３月期より破産更正債権）及び貸倒引当金であります。

また、平成 24 年３月期の個別貸借対照表の破産更生債権等及び貸倒引当金の数値に記載ミスが発見されましたので、併せて訂正いたしました。

f.有価証券報告書等の訂正

(a) 連結及び個別貸借対照表の長期未収入金、破産更生債権及び貸倒引当金の訂正

上記 e.の記載と同様でありますが、平成 23 年３月期の「引当金明細」の注記に転記ミスがありましたので、その部分を取り下げて、平成 24 年 11 月 30 日に訂正を行いました。

（３）不適切な情報開示等を行った直接的原因（問題点）

e.決算短信の訂正について

(a) 連結及び個別貸借対照表の長期未収入金、破産更生債権及び貸倒引当金の訂正

訂正を行うかどうかの尺度として、金額的及び質的重要性に重きを置き、表記上の形式的整合性を十分に考慮していませんでした。

f. 有価証券報告書等の訂正について

(a) 連結及び個別貸借対照表の長期未収入金、破産更生債権及び貸倒引当金の訂正

上記 e.の記載と同様であります。また、平成 23 年３月期の「引当金明細」の注記の転記ミスにつきましては、訂正時に上長による十分なチェックがなされていませんでした。

（４）再発防止に向けた今後の改善措置

e.決算短信の訂正について

（個別原因に対する再発防止策）

(a) 連結及び個別貸借対照表の長期未収入金、破産更生債権及び貸倒引当金の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

（共通原因に対する再発防止策）

イ．過去の訂正において、表記上の形式的整合性を十分に考慮していなかったことにつきましては、以下の対応を行います。

ｉ．決算短信及び有価証券報告書等の訂正においては、金額的及び質的重要性のみでなく、表記上の形式的整合性も十分確認することとします。

f.有価証券報告書等の訂正について

（個別原因に対する再発防止策）

(a) 連結及び個別貸借対照表の長期未収入金、破産更生債権及び貸倒引当金の訂正

イ．訂正時に上長による十分なチェックがなされていなかったことにつきましては、以下の対応を行います。

ｉ．ダブルチェックを確認時の手順として徹底し、確認済みの印を残すものといたします。

（共通原因に対する再発防止策）

イ．上記 e.イの記載と同様であります。

（５）改善措置の実施スケジュール

改善措置に関する実施スケジュールは、下記のとおりであります。

実施項目	平成24年					平成25年	
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
その後の訂正2 e.(共通原因に対する再発防止策) イ．ｉ．訂正時に表記上の形式的整合性の確認を内部監査室においても行う						実施 →	
f.(共通原因に対する再発防止策) e.イ．ｉ．と同様							

５．実施・運用状況

上記２.、３．及び４．に記載の改善措置についての実施・運用状況は、次のとおりです。

（１）改善報告書（平成 24 年８月 14 日付）に記載の訂正について

a. 社内調査委員会の調査報告書を踏まえた訂正について

（個別原因に対する再発防止策）

(a) 今井氏及び國分氏への貸付に係る貸倒引当金計上時期の訂正

イ．貸付後の債権管理において、貸倒引当金を計上するためのルールが明確でなかったことにつきましては、現在「２．（３）a.(a)取引・契約に関わるもの」に記載のとおり、「東理ホールディングスグループ与信管理マニュアル」を作成し管理業務等を行なっておりますが、これらに加え、以下の対応を行いました。

ｉ．グループ共通の「貸倒引当金計上マニュアル」を制定し、貸付債権につきましては、返済計画の変更の有無、返済が滞っている期間等の状況に応じて、債権を一般貸付債権、貸倒懸念貸付債権及び破産更生貸付債権に分類し、それぞれの分類について、貸倒引当金設定の割合についてのガイドラインを設けました。本対応につきましては、平成 24 年６月末（平成 25 年３月期第１四半期）より実施しております。

ロ．貸付後の債権管理において、回収可能性の評価をする仕組に不備があったことにつきましては、新たに「債権管理マニュアル」を制定し、以下の対応を行います。

ｉ．回収可能性の評価を行うため、四半期ごとの試算表等の提出を受け、財政状態を把握します。

ii．延滞した場合の報告制度を整備し、期日入金が行われなかった場合には、担当者は、債権延滞報告書を作成し、速やかに管理担当役員に報告するものとします。

iii．返済スケジュールの変更の依頼があった場合には、その理由を文書によって徴収し、現在の財政状況を把握します。この際、貸付等条件変更依頼書を徴収し、条件変更の内容、理由、今後の予測等を把握します。

ハ．貸付後において、取締役間での債権についての情報の交換が不十分であったことにつきましては 、取締役を含む役員のコンプライアンス意識及びガバナンスが十分でなかったことに起因しており、現在継続しているコンプライアンス及びガバナンスの強化策は、「２．（３）a.(b)監視機能に関わるもの」及び「２．（３）c.役員のガバナンス改善」記載のとおりでありますが、それらに加え、以下の対応を行います。

ｉ．会社法に詳しい弁護士と年間計画を作成し、引続き研修会を開催することにより、役員のコンプライアンス意識及びガバナンスの維持・向上を図ってまいります。

ニ．貸付時における承認手続において、借手の与信の確認に不備があったことにつきましては、「与信管理マニュアル」を改定し、以下の対応を行います。

ｉ．担保価値の評価を行い、貸付金の保全に十分な価値であるかの把握をします。これには、必要に応じて不動産鑑定や固定資産税評価証明書を利用します。

ii．事業計画の妥当性の評価を行い、合理的な回収計画が作成されているかを確認します。

iii．財政状況を把握し、貸付時において、既に過大な債務を負っていないかどうかを確認します。

ホ．貸付時に取引を主に担当した取締役とその他の取締役との情報の交換が不十分であったこと、また、情報提供及び説明義務のあった役員が当該義務を怠ったこと、他の役員においては適切な判断に必要な情報収集を行なうべきとの姿勢に欠けていたことにつきましては、上記ハと同様の根本原因であり、同様の対応をいたします。

(b)エデュケーションコンサルタント経由での今井氏への貸株に係る関連当事者との取引の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(c)今井氏への貸付金に係る関連当事者との取引の訂正

イ．関連当事者取引に関して関連当事者が過年度の取引についての修正を行った場合の情報の把握ができていなかったことにつきましては、「関連当事者取引把握・開示フロー」の改定をし、以下の対応を行います。

ｉ．関連当事者に過年度の取引についての修正を行ったかどうか、及びその内容の確認書を徴収することとします。

【実施運用状況】

（個別原因に対する再発防止策）

(a) 今井氏及び園分氏への貸付に係る貸倒引当金計上時期の訂正

イ．

ｉ．「貸倒引当金計上マニュアル」につきましては、貸借対照表に計上されている売上債

権及び貸付債権について回収可能性を適正に評価し、損益計算書における適正な期間損益計算を行うために、平成24年6月に制定いたしました。主な内容は、売上債権・貸付債権の分類方法及び貸倒引当金の見積もり方法についてであります。各子会社の経理担当者は、当マニュアルに従って債権の区分を行い、区分に応じて貸倒引当金計上額を計算します。結果を「貸倒懸念債権及び破産更生債権等について」に記載し、所属長の承認を得て、当社の与信管理担当者に提出します。与信管理担当者は、経営企画室長に報告し、経理部門への連絡を行うことといたしました。
平成24年10月には、債権の分類方法についての改訂をいたしました。

ロ.「債権管理マニュアル」につきましては、平成24年9月に制定いたしました。貸付金管理・売掛債権管理・手形管理・回収可能性の評価・延滞対応についてマニュアル化し、運用しております。

ⅰ. 回収可能性評価のための四半期毎の状況把握につきましては、各会社の与信管理担当者または経理担当者は、四半期毎に債権を①一般債権、②貸倒懸念債権、③破産更生債権等の3つに区分し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、滞留理由及び滞留先の財務状況等を勘案して、個別に貸倒引当金の設定を検討することといたしました。
第2四半期より所定書式(「貸倒懸念債権及び破産更生債権等について」)を用いて、貸倒引当金や滞留先についての報告を実施いたしております。貸倒引当金は、「貸倒引当金計上マニュアル」に従い、設定しております。

ⅱ. 延滞の場合の対応につきましては、各社の与信管理担当者または経理担当者は、速やかに管理担当役員及び親会社に「債権延滞報告書」を提出し、債権の保全に努めることといたしましたが、延滞先毎に親会社に報告することは、各社の実情に合わない場合があるため、各社が管理に利用している一覧表等を提出することといたしました。また、平成24年12月以降は、「債権状況報告書」及び債権一覧を利用することといたしました。
平成25年1月現在、子会社4社から延滞債権があることについて報告を受けております。各社で、債権回収に努めておりますが、具体的な回収手段として、電話での入金催促の継続や裁判所を利用した支払督促申立等を実施しております。
また、内部監査を実施した子会社のうち1社において、未収入金の計上及び債権の区分に軽微な不備が発見されましたので、第3四半期の決算にて、適切に処理いたしました。他の子会社につきましても、滞留している債権があるかどうかを網羅的にチェックできるよう、「債権状況報告書(債権管理表を含む)」の提出を受け貸付金、売掛金、未収入金の状況について確認を行いました。「債権状況報告書」につきましては、平成24年12月以降月次で報告を受けるものといたしました。ただし、1社につきましては、販売チャネルが複数にわたり、また顧客数も3,000弱あり、一覧表示で管理するための帳票の整備が完了していないチャネルがあるため、平成25年3月末を目処に整備を進めております。

iii. 返済スケジュール変更への対応につきましては、所定書式（「貸付条件変更依頼書」）を用いて、その都度、報告を受けることといたしました。
平成24年10月に子会社1社より貸付先に対して元本の回収ができていなかったため、返済可能な範囲で計画を立て直す旨、報告がありましたので、それについて承認いたしました。平成24年11月より新しい返済計画表に従い、回収を実施いたしております。

ハ. コンプライアンス委員会開催につきましては、平成22年6月より引続き毎月開催しており、現在までに計32回開催しております。今般の改善報告書提出後の開催状況は以下のとおりであります。

開催日	テーマ
平成24年8月28日	「稟議制度について」
平成24年9月25日	「インサイダー取引について」
平成24年10月30日	「ハラスメントについて」
平成24年11月27日	「各社の就業規則の問題点、下請法」
平成24年12月25日	「契約書の見方・作り方、「社員の問題行動」対応の法律知識1」
平成25年1月28日	「「社員の問題行動」対応の法律知識2、コンプライアンスプログラムについて」
平成25年2月25日	「個人情報の管理・個人情報の取り扱い方」

委員会のメンバーは、当社の常勤取締役、内部監査室、経理部門、与信管理担当者、コンプライアンス・マネージャー、子会社のコンプライアンス担当責任者の合計17名により構成されており、業務の都合等の止むを得ない事情により欠席者が出た場合には（現在までの最大欠席者数は2名）、当該欠席者には、コンプライアンス・マネージャーが事前に配布している資料により、概要を説明することで補完をしております。
委員会のテーマについては、主要なものに関しては、一巡していますが、重要なものについては、二度、三度と繰り返し取り上げて、浸透を図るように努めています。その場合には、その都度アプローチの角度を変えることで、可能な限り多面的に理解ができるように図っています。
コンプライアンス委員会において、コンプライアンスの観点から考えるべきテーマについては、ほぼ一巡していますので、最近では、従来のように当該テーマを教科書的に説明するのではなく、Q&A形式を取り入れて、一般社員にも馴染みやすいよう工夫をしています。
コンプライアンス委員会の都度、次回に向けての宿題を出し、各社では、これに基づいて勉強会を開催し、次の委員会で発表することで、全体活動の連続性を保つとともに、組織の末端までコンプライアンス意識が浸透するように配慮をしています。
このような活動の結果、最近では、様々なコンプライアンス上の問題に対して、身近

な問題として認識できるようになった等の声も聞かれるようになりましたので、現在の方向性を一層強化して、推進いたします。

取締役会・監査役会の活性化のための「マニュアル」に従った運営につきましては、引続き子会社を含めて実施しております。

また、平成24年6月27日開催の株主総会で、改善報告書提出の原因となった不適正開示の再発防止策強化の一環として、それまでの監査役3名に加え、新たに監査役2名を選任いたしました。平成24年10月2日に非常勤監査役である弁護士の高橋氏が、弁護士業務が多忙になったために辞任しましたが、常勤監査役が経験豊富な公認会計士であること、非常勤監査役に弁護士及び税理士がいることから、監査役会による監視機能及び再発防止策の強化についての問題はないと考えております。

ⅰ．役員の意識及び知識の向上のための研修会につきましては、原則として毎月開催しており、今般の改善報告書提出後、会社法に詳しい弁護士により、平成24年8月に年間計画を作成し、以下のとおり開催しております。

開催日	テーマ
平成24年8月28日	「コーポレート・ガバナンスについて考える（その1）」
平成24年9月25日	「コーポレート・ガバナンスについて考える（その2）」
平成24年10月30日	「コーポレート・ガバナンスについて考える（その3）」
平成24年11月27日	「コーポレート・ガバナンスについて考える（その4-6）」
平成24年12月26日	「コーポレート・ガバナンスについて考える（その7）」
平成25年1月29日	「コーポレート・ガバナンスについて考える（その8）」
平成25年2月26日	「コーポレート・ガバナンスについて考える（その9）」

本研修会のメンバーは、役員全員の8名でありますが、止むを得ない事情により出席できない場合には、欠席者には経営企画室長が事後的に資料により概要を説明することにで補完をしております。現在まで、常勤役員は全てに出席しており。最大の欠席者数は、　名であります。

本研修会をとおして、役員のコンプライアンス及びガバナンスに関する知識及び意識のさらなる向上に努めています。

二.「与信管理マニュアル」の改訂につきましては、平成24年9月に行いました。主な内容は、貸付時の担保評価及び返済計画の合理性並びに債務の調査に関するものであります。

ⅰ．貸付時の担保の評価につきましては、貸付先が提供する担保により、貸付金を保全できるのかどうかを十分調査し、経営企画室長に報告することといたしました。例えば、不動産担保については、抵当権等の権利関係を確認し、不動産の鑑定評価や固定資産税評価証明書により、貸付金の保全に十分な価値があるかを把握するようにいたします。連帯保証人については、源泉徴収票等を提示させ、貸付金の保全に十分な資力があることを把握するようにいたしました。

マニュアル改訂後、その他の関係会社であり、教育事業に関する共同事業協定を締結している㈱エス・サイエンスに、短期の貸付を行いました。貸付期間が短期であったこと、決算短信や帝国データバンクの調査資料により回収に問題が無いと判断し、担保の提供は求めておりませんでした。本貸付につきましては、平成 25 年1月の返済期限以内に完済されております。

ii．貸付時の回収計画の合理性につきましては、貸付先が法人である場合は、事業計画書やキャッシュフロー計算書を提出させ、合理的な返済計画であるかを確認し、経営企画室長に報告することといたしました。また、貸付先が個人である場合には、月額給与や生活費などの聞き取り調査を行い、合理的な返済計画であるかを確認し、経営企画室長に報告することといたしました。

マニュアル改訂後、㈱エス・サイエンスに、短期の貸付を行いましたが、財務諸表より、流動性、安定性を算出し、回収計画の合理性について確認いたしました。。

iii．貸付時の債務の調査につきましては、決算書や帝国データバンクなど外部機関の調査報告書の確認や本人への聞き取り調査を行い、貸付時に既に過大な債務を負っていないことを確認することといたしました。

マニュアル改訂後、㈱エス・サイエンスに、短期の貸付を行いましたが、財務諸表より、過大な債務を負っていないことを確認いたしました。

(c) 今井氏への貸付金に係る関連当事者との取引の訂正

イ．「関連当事者取引把握・開示フロー」の改訂につきましては、平成 24 年9月に行いました。その内容は、貸付金等の使途の確認書徴収についてであります。

ⅰ．過去の貸付金等の使途に変更があったかどうかを確認するために、貸付金等の残高のある関連当事者取引について、当該関連当事者から「資金使途確認書」を徴収することといたしました。また、この確認につきましては、「関連当事者取引把握・開示フロー」に記載のほか、四半期毎に行なっております。

現在までのところ、平成 24 年 12 月の㈱エス・サイエンスへの貸付に関し、12 月末での確認書の提出が1件ありました。

(共通原因に対する再発防止策)

イ．貸付時の手続として、資金使途を確認する仕組が不十分であったことにつきましては、以下の対応を行いました。

ⅰ．資金の貸付等に当たっては、貸付時及び貸付後に借手から実際の資金使途を記載した確認書の提出を求めることとし、「与信管理マニュアル」をその旨改訂して、平成 24 年5月末より実施しております。

ロ．貸付時における、間接的な利益相反取引の把握体制が不十分であったこと及び関連当事者取引の把握手続において間接取引を確認する仕組が不十分であったことは、同様のことでありますが、これにつきましては、以下の対応を行いました。また、現在実施しております関連当事者取引の把握体制の強化につきましては、後記の

「(3) b.(e)関連当事者取引把握体制の強化」に記載のとおりであります。

ⅰ．資金の貸付等に当たっては、貸付時及び貸付後に借手から実際の資金使途を記載した確認書の提出を求めることとし、「与信管理マニュアル」を改定して、平成24年5月末より実施しております。

ⅱ．上記確認書を経理部門が受領し、「関連当事者取引把握・開示業務フロー」の中で確認書のチェックを追加するものとし、平成24年5月末より実施しております。

【実施運用状況】

(共通原因に対する再発防止策)

イ．「与信管理マニュアル」の改訂につきましては、平成24年5月に行いました。改訂箇所は、資金や有価証券の貸付後の資金使途について確認を求めるものであります。

ⅰ．資金使途の確認書の徴収につきましては、貸付の実行が決まった場合には、貸付先には所定書式(「貸付資金及び貸付有価証券の資金使途に関する確認書」)の経営企画室への提出を求めることといたしました。

現在までのところ、平成24年12月の㈱エス・サイエンスへの貸付に関し、12月末での確認書の提出が1件ありました。

ロ．「与信管理マニュアル」の改訂につきましては、平成24年5月に行いました。改訂箇所は、資金や有価証券の貸付後の資金使途について確認を求めるものであります。

ⅰ．上記イ．ⅰ．の記載内容と同様であります。

ⅱ．「関連当事者取引把握・開示フロー」の改訂につきましては、平成24年9月に行いました。資金使途の確認書のチェックにつきまして、フローの中に、資金使途の確認書の資金使途についてのチェックを加えたものであります。

現在までのところ、平成24年12月の㈱エス・サイエンスへの貸付に関し、12月末での確認書の提出が1件ありました。

b.その他の訂正について

(個別原因に対する再発防止策)

(a) 子会社の一部売上の二重計上分の取消及びその修正の取消の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(b) 個別貸借対照表科目の訂正

誤解を招きうる取引について、取引担当者から経理部門への情報の伝達が不足したことにつきましては、以下の対応を行います。

ⅰ．手形を用いた取引については、経理担当者が手形を受取った時に、取引担当者に手形の使途及び取引内容を確認し、記録に残すこととし、「債権管理マニュアル」をその旨改訂し、実施することとします。

(c) 表示方法の変更の注記

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(d) 関連当事者取引の訂正

イ．コブコに対する金銭の貸付及びその利息の記載漏れ

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

ロ．エス・サイエンスからの受取利息の記載漏れ

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

ハ．エデュケーションコンサルタントに対する金銭の貸付の記載金額誤り

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

ニ．エデュケーションコンサルタントからの受取利息の記載金額誤り

上記ハの訂正に伴い訂正したものであり、ハの記載内容と同様であります。

ホ．エデュケーションコンサルタントに対する株式の貸付の記載金額誤り

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

ヘ．ヒューネットとの取引の勘定科目の誤り

上記(b)の訂正に伴い訂正したものであり、(b)の記載内容と同様であります。

ト．ヒューネットに対する金銭の貸付及び受取利息の記載漏れ

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

チ．今井氏に対する株式の貸付の記載金額誤り

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

リ．実態として存在しないエデュケーションコンサルタントに対する株式の貸付の記載

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

【実施運用状況】

(個別原因に対する再発防止策)

(b) 個別貸借対照表科目の訂正

「債権管理マニュアル」につきましては、平成 24 年 9 月に制定いたしました。貸付金管理・売掛債権管理・手形管理・回収可能性の評価・延滞対応についてマニュアル化し、運用しております。

ｉ．手形に関する情報の記録につきましては、担保手形一覧及び受取手形一覧で管理することといたしました。手形の割引に関しては、マニュアルに従い実施しておりま

す。

(d) 関連当事者取引の訂正

へ．上記(b)の記載内容と同様であります。

（共通原因に対する再発防止策）

イ．経理部門に十分なスキルを有するものが少なかったこと、及び上長による十分なチェックがなされていなかったこと及び取引内容の十分な把握ができていなかったことにつきましては、経理部門の強化策として、以下の対応を行います。

ⅰ．本社経理部門に公認会計士又はそれに準じた能力を有し、適時開示及び決算業務に十分なスキル及び経験のある人材を採用します。

ⅱ．グループ会社の経理担当者を本社経理部門の所属又は兼任とし、情報収集の円滑化と意思疎通の強化を図ります。

ⅲ．グループ会社の経理担当者のレベルアップと業務精度の向上のための研修会の開催を定期的に行います。

ⅳ．上長によるチェックにつきましては、現在主要なものについては、チェックを行ない、確認印を押していますが、開示資料のバックデータ等の系統だった整備に併せて、確認する範囲を見直します。

ロ．過去の訂正時に関連当事者取引把握の確認対象としていなかったこと及び網羅性が十分でなかったことにつきましては、「関連当事者取引把握のためのマニュアル」を改定し、以下の対応を行います。また、現在実施しております関連当事者取引の把握体制の強化につきましては、後記の「（３）b.(e)関連当事者取引把握体制の強化」に記載のとおりであります。

ⅰ．グループ会社には予め関連当事者リストを渡しておき、毎月、関連当事者取引の有無を確認することとし、該当する取引があった場合にはその内容及び契約書を添付して、「関連当事者取引報告書」の提出を義務付けます。

ハ．関連当事者取引の記載ルールが徹底できていなかったことにつきましては、以下の対応を行います。

ⅰ．「関連当事者取引記載要領」を作成し、記載の場合のルールを明確にします。

【実施運用状況】

（共通原因に対する再発防止策）

イ．ⅰ．公認会計士又はそれに準じる人材の採用に関しましては、平成 24 年９月１日付及び 10 月 11 日付にて、採用し試用期間に入りましたが、スキル等においてマッチングしませんでした。その後、平成 24 年 11 月１日付で、当社の必要とするスキル及び経験があり、公認会計士資格を有する人材を採用しました。

ⅱ．グループ会社経理担当者の本社への所属に関しましては、平成 24 年 10 月１日付で、物理的な所属は変更せずに、第一義的な指揮命令系統を本社経理部門とする

こととといたしました。

iii. 経理担当者向け定期研修会につきましては、平成 24 年９月より毎月末に開催しております。

開催日	テーマ
平成 24 年８月 28 日	（予備会議）
平成 24 年９月 25 日	「経理業務マニュアル項目の洗い出し」
平成 24 年 10 月 30 日	「消費税について」
平成 24 年 11 月 27 日	「法人税について１」
平成 24 年 12 月 25 日	「法人税について２」
平成 25 年１月 28 日	「法人税について３」
平成 25 年２月 25 日	「税効果・消費税・期末決算に向けたチェック・リストの確認について」

本研修会の出席メンバーは、親会社及び子会社の経理担当者 19 名（遠隔地のために出席が困難な２社、４名を除く）により構成され、業務の都合等の止むを得ない事情により欠席者が出た場合には（現在までの最大欠席者数は２名）、当該会社のメンバーが複数の場合には、社内での勉強会により、１名のみ場合には、次回までに資料をとおして理解度を深めることとし、次回に親会社の担当者が実行情況の確認をすることにより補完をしております。また、遠隔地のため出席が困難な者がいる、２社については、社内で研修内容に関する勉強会を開催しております。

本研修会の開催により、業務の意義に関する意識を高めるとともに業務の信頼性・効率性の向上を図りつつあります。

また、研修会とは別に、経理担当者の経理財務のスキル向上を目的として、毎年一回ＦＡＳＳ検定を受検することといたしました。

iv. 上長によるチェック範囲の見直しにつきましては、経理担当者、経理責任者及び経営企画室長の三者によるチェック・リストを利用したチェックを行い、さらにチェック・リストにより、内部監査室によるチェックを受けることといたしました。

チェック・リストの主な項目は、以下のとおりであります。

（短信）

- サマリー情報
- 定性的情報
- サマリー情報（注記事項）に関する事項
- 継続企業の前提に関する重要事象等
- 四半期財務諸表　等

（報告書）

- 企業の概況

・ 事業の状況
・ 提出会社の状況
・ 経理の状況　等

また、具体例としては、以下のような確認をしております。

（短信）

・ サマリー情報　全般　番号 202-9　整理番号 9　項目 計算基礎数値

チェック内容：

「１株当たり指標や対前期増減率等の計算の基礎となる数値は、端数処理を行う前の数値を基礎として計算しているか。」

→「開示（注記、サマリー）」ファイルの「１株注記」シート「１株当たり情報 注記関連」資料が、円単位及び１株単位で計算されていることを確認する。

・ 四半期連結包括利益計算書（四半期連結損益及び包括利益計算書）
番号 20 の 2-2　整理番号 6

チェック内容：

「四半期連結包括利益計算書は、以下の分類により記載しているか。」
・少数株主損益調整前四半期純利益（少数株主損益調整前四半期純損失）
・その他の包括利益
・四半期包括利益

→開示する財務諸表が上記のとおり分類されているかを確認する。

（四半期報告書）

・ 番号 8-8　整理番号 16　項目 財政状態及び経営成績の分析

チェック内容：

「四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態及び経営成績に関する分析・検討内容として、上記のほか、例えば
・経営成績に重要な影響を与える要因についての分析
・資本の財源及び資金の流動性に係る情報
を具体的に、かつ、分かりやすく記載しているか。」

→連結財務諸表（増減分析）ファイルの「ＢＳ」シート「貸借対照表分析」資料と表示科目の増減金額が一致しているかの確認を行う。

・ 番号 7-2　整理番号 2　項目 事業の譲渡・譲受け

チェック内容：

「当四半期連結会計期間において、重要な事業の全部若しくは一部の譲渡または重要な事業の全部若しくは一部の譲受けが行われることが業務

執行を決定する機関により決定された場合には、その概要を記載しているか。」

→取締役会議事録及び契約書により内容の確認を行う。

ロ．ｉ．「関連当事者取引把握のためのマニュアル」の改訂につきましては、平成24年9月に行いました。内容につきましては、新たに「関連当事者取引報告書」を親会社及び子会社において作成し、提出を求めるものであります。ここで各社の経理担当者は、毎月関連当事者取引の有無を確認し、生む及び取引内容を親会社の経理部門に報告することとしております。

平成24年8月分より実施しております。

ハ．ｉ．「関連当事者取引記載要領」の作成につきましては、平成24年9月に行いました。その主な内容は、記載方法に関しては、関連当事者の区分、貸付有価証券又は貸付金取引における取引金額を事業年度中の残高の最大値とすること等であります。また、重要性の判断基準につきましては、関連当事者が法人の場合と個人の場合の基準を、取引別には、資金貸借取引、債務保証等及び担保提供又は受入れ、それぞれの場合における基準を明記いたしました。

c.有価証券報告書の訂正について

（個別原因に対する再発防止策）

(a)担保に供している資産の注記の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(b)担保付債務の注記の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(c)当座貸越契約の注記の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(d)関係会社に係る注記の訂正

b.(b)の訂正に伴い訂正したものであり、b.(b)の記載内容と同様であります。

(e)子会社取引への保証の注記の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

【実施運用状況】

（個別原因に対する再発防止策）

(d) 関係会社に係る注記の訂正

b.(b)の記載内容と同様であります。

（共通原因に対する再発防止策）

イ．情報伝達の仕組が不十分であったことにつきましては、以下の対応を行います。

ⅰ．連結パッケージの見直しを行い、記入要領等を整備し、誤った記載がないようにします。

ⅱ．グループ会社の経理担当者のレベルアップと業務精度の向上のための研修会の開催を定期的に行います。

ロ．経理部門での確認方法が不十分であったことにつきましては、経理部門の強化策として、以下の対応を行います。

ⅰ．本社経理部門に公認会計士又はそれに準じた能力を有し、適時開示及び決算業務に十分なスキル及び経験のある人材を採用します。

ⅱ．グループ会社の経理担当者を本社経理部門の所属又は兼任とし、情報収集の円滑化と意思疎通の強化を図ります。

ⅲ．グループ会社の経理担当者のレベルアップと業務精度の向上のための研修会の開催を定期的に行います。

ⅳ．「適時情報開示マニュアル」を改訂し、有価証券報告書及び四半期報告書に関する表示のチェック・リストを利用することとし、記載事項の漏れ等を防止します。

ⅴ．開示資料のバックデータ等の系統だった整備をし、短時間に確認でき、確認時に誤りを発見しやすくします。

【実施運用状況】

（共通原因に対する再発防止策）

イ．ⅰ．連結パッケージの見直し（記載要領の作成を含む）につきましては、平成 24 年 10 月に行い、連結パッケージに「東理ＨＤ連帯保証内容」及び「株主名簿」を新たに加え、記載要領を作成しました。

ⅱ．経理担当者向け定期研修会の開催につきましては、b.（共通原因に対する再発防止策）イ．ⅲ．の記載と同様であります。

ロ．ⅰ．公認会計士又はそれに準じる人材の採用に関しましては、b.（共通原因に対する再発防止策）イ．ⅰ．の記載と同様であります。

ⅱ．グループ会社経理担当者の本社への所属に関しましては、b.（共通原因に対する再発防止策）イ．ⅱ．の記載と同様であります。

ⅲ．経理担当者向け定期研修会の開催につきましては、b.（共通原因に対する再発防止策）イ．ⅲ．の記載と同様であります。

ⅳ．「適時情報開示マニュアル」の改訂における開示資料に関する表示のチェック・リストの利用に関しましては、平成 24 年 10 月に「適時情報開示マニュアル」の改訂を行うとともに、平成 25 年３月期第２四半期の決算より、チェック・リスト

の利用を開始いたしました。

v．開示に関するバックデータ（各子会社が個別財務等の作成のために用いた根拠資料等）の整備につきましては、上記イ．ｉの連結パッケージ（連結決算書を作成し、開示するために各子会社が作成する個別財務諸表を中心とした一連の資料）に添付するものとし、記載要領で添付資料を明示いたしました。

また、親会社では、グループ会社からの連結パッケージと添付資料を揃えてファイルし、確認作業の効率化を図ります。

さらに、平成 25 年３月期第３四半期決算より、決算短信及び四半期報告書の基となる中間的な資料を作成し、決算時の開示資料の正確性及び確認作業の効率化を図ることといたしました。

a. b. c.に共通の原因に対する再発防止策

a,b,c の全体に共通する、適時開示体制が不十分であったことにつきましては、現在後記「（３）b.適時開示体制の強化」に記載のとおり、強化策を実施しておりますが、経理体制の強化と併せて、以下の対応を行います。

ｉ．本社経理部門に公認会計士又はそれに準じた能力を有し、適時開示及び決算業務に十分なスキル及び経験のある人材を採用します。

ii．「適時情報開示マニュアル」を改訂し、有価証券報告書及び四半期報告書に関する表示のチェック・リストを利用することとし、記載事項の漏れ等を防止します。

iii．内部監査室長が空席となっておりますが、十分なスキルと経験のある、有資格者を採用することにより、モニタリングの強化を図ります。

【実施運用状況】

ｉ．公認会計士又はそれに準じる人材の採用に関しましては、b.（共通原因に対する再発防止策）イ．ｉ．の記載と同様であります。

ii．「適時情報開示マニュアル」の改訂における開示資料に関する表示のチェック・リストの利用に関しましては、c.（共通原因に対する再発防止策）ロ．iv．の記載と同様であります。

iii．内部監査室長として有資格者の採用に関しましては、平成 24 年８月 20 日付で米国公認会計士及び公認内部監査人資格を有する人材を採用いたしました。

監査法人での勤務経験もあり、より質の高い内部統制の構築を目指しております。

既に抜本的な見直しに取りかかっており、実施基準に則っとり、効率的かつ当社の実態に則した統制活動を実施しております。

なお、平成２４年１０月末をもって内部監査室員１名が退職いたしましたので、不動産事業部次長を内部監査室へ異動することにより、欠員の補充を行いました。

当社所有物件はもとより、グループ全体の不動産取引及び関連実務を担当しておりましたので、グループ各社とのコミュニケーション及び業務内容に通じ、グループ会社の監査役を務めた経験もあります。

ただし、内部統制に関する知識及びスキル等が不十分であること、監査経験が浅

いこと等を考慮し、外部団体主催の公認内部監査人資格取得講習を受講させる予定であります。公認内部監査人資格を生かした内部監査の実施を目指しております。

（2）その後の訂正１及び２について

d.有価証券報告書の訂正について

（個別原因に対する再発防止策）

(a)財務諸表の注記ののれん及び負ののれん表示の金額の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(b)財務諸表の注記の貸付有価証券の金額の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(c)手形割引債務保証の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

(d)関連当事者取引の訂正

イ．実態として存在しないエデュケーションコンサルタントに対する株式の貸付の記載の訂正漏れ

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

ロ．今井氏への貸付金についての訂正漏れ

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

（共通原因に対する再発防止策）

イ．過去の訂正原稿の管理が不十分であったことにつきましては、以下の対応を行います。

ｉ．過去の決算短信及び有価証券報告書等について、期毎に訂正原稿を含めてファイリングすることにより、データの抜けがないように管理をするものとします。

ロ．訂正時に上長による十分なチェックがなされていなかったことにつきましては、以下の対応を行います。

ｉ．ダブルチェックを確認時の手順として徹底し、確認済みの印を残すものといたします。

【実施運用状況】

（共通原因に対する再発防止策）

イ．ｉ．過去の訂正原稿の管理が不十分であったことにつきましては、平成 24 年８月に、期毎に訂正原稿を含めてファイリングすることにより、データの抜けがな

いように管理をしております。また、この手続を「適時情報開示マニュアル」に反映させました。

ロ．ⅰ．ダブルチェックを確認時の手順として徹底し、確認済みの印を残すことに関しましては、平成24年11月の訂正より実施しております。

e.決算短信の訂正について

（個別原因に対する再発防止策）

(a) 連結及び個別貸借対照表の長期未収入金、破産更生債権及び貸倒引当金の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

（共通原因に対する再発防止策）

イ．過去の訂正において、表記上の形式的整合性を十分に考慮していなかったことにつきましては、以下の対応を行います。

ⅰ．決算短信及び有価証券報告書等の訂正においては、金額的及び質的重要性のみでなく、表記上の形式的整合性も十分確認することとします。

【実施運用状況】

（共通原因に対する再発防止策）

イ．過去の訂正において、表記上の形式的整合性を十分に考慮していなかったことにつきましては、

ⅰ．決算短信及び有価証券報告書等の訂正においては、金額的及び質的重要性のみでなく、表記上の形式的整合性を十分確認するために、経理部門でのダブル・チェックとともに、チェック・リストにより内部監査室のチェックを受けることとしました。この内部監査室によるチェックの手続を「適時情報開示マニュアル」に反映させ、平成25年3月期第3四半期の決算より実施しております。

f.有価証券報告書等の訂正について

（個別原因に対する再発防止策）

(a) 連結及び個別貸借対照表の長期未収入金、破産更生債権及び貸倒引当金の訂正

共通原因に対する再発防止策にて対応を行うこととし、個別原因に対する再発防止策はありません。

（共通原因に対する再発防止策）

イ．過去の訂正において、表記上の形式的整合性を十分に考慮していなかったことにつきましては、以下の対応を行います。

ⅰ．決算短信及び有価証券報告書等の訂正においては、金額的及び質的重要性のみで

なく、表記上の形式的整合性も十分確認することとします。

【実施運用状況】

（共通原因に対する再発防止策）

イ．e.イの記載内容と同様であります。

以上

